

2017(H29). 10. 29.

第2回島根県竹島問題研究会報告

委員 佐々木 茂

1. 新聞記事より（「日本海新聞」2017年10月12日付け）

「韓国・中央日報」2017年10月11日付け

＜ソウル共同＞慶尚北道鬱陵郡の独島管理事務所の説明として、
2005年3月～2017年9月に、日本人96人が独島に上陸。内訳は、留学生、歴史学者、観光客など。

2. 「竹島問題に関する学習」推進検討部会の設置について

3. 次期学習指導要領について

(1) 改訂スケジュール

2016(H28)年度 小・中、告示

2017年度 高校、告示。『学習指導要領解説』作成、教材開発など

2018(H30)年度 小・中、「先行実施」(各学校の判断で実施可能)

2019年度 高校、「先行実施」(各学校の判断で実施可能)

2020年度 小、全面実施

2021年度 中、全面実施

2022年度 高校、'22年度入学の1年生から学年進行で実施

(2) 小・中学校の改訂の特徴について

・学校に「生きる力を育むこと」を求めている点に変更はない

・(1)知識や技能(2)思考力、判断力、表現力(3)学びに向かう力、人間性一の三つの育てるべき資質・能力を示した

・「カリキュラム・マネジメント」の取り組みを求める

・「主体的・対話的で深い学び」を示した ※「アクティブラーニング(AL)」

(3) 小・中学校での北方領土・竹島・尖閣諸島の扱いについて

・小社 5年 いずれも「固有の領土」

・中社 地理的分野 いずれも「固有の領土」とし、「尖閣諸島」は「領土問題は存在しない」

歴史的分野 「領土確定」を扱う際に、「北方領土」に触れ、「竹島」「尖閣諸島」の編入についても触れる

公民的分野 「固有の領土」である「竹島」や「北方領土」は平和的手段による解決に向け努力している、「尖閣諸島」に解決すべき領有権の問題はない

(4) 高校の学習指導要領の改訂について

・地理歴史科 歴史総合 地理総合、日本史探究 世界史探究 地理探究

・公民科 公共、倫理 政治・経済 ※現代社会は廃止

小学校社会 学習指導要領 解説

2017.4.14

東京書籍作成（教授用資料）

新しい学習指導要領では、小学校社会科において「公民としての資質・能力の基礎」を育成することをめざしている。具体的な内容については、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」の三つの柱に沿って明確化し、資質・能力全体に関わるものとされた「社会的な見方・考え方」や、「問題解決的な学習」を重視している。

① 小学校社会の目標について

「第1目標（教科目標）」及び「第2の1（各学年の目標）」は、前文とそれを受けた具体目標(1)～(3)で構成され、(1)で「知識・技能」、(2)で「思考力・判断力・表現力等」、(3)で「学びに向かう力・人間性等」について記述している。

② 社会的な見方・考え方について

小学校社会科では、「社会的事象を、位置や空間的広がり、時期や時間の経過、事象や人々の相互関係に着目して捉え、比較・分類したり総合したり、地域の人々や国民生活と関連づけたりすること」を「社会的事象の見方・考え方」として整理した（中教審答申による）。小・中・高を通した総称は「社会的な見方・考え方」とされたことから、教科目標においては、他の学校種に揃えて「社会的な見方・考え方」と記述し、各学年の目標においては「社会的事象の見方・考え方」としている。

③ 問題解決的な学習の充実について

小学校社会科では、これまでも問題解決的な学習を重視してきた。新しい学習指導要領においても、各学年の目標において、「学習の問題を追究・解決する活動」と記述している。「第3指導計画の作成と内容の取扱い」1(1)では、児童の「主体的・対話的で深い学び」の実現を図るようにすることとし、「問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ……学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること」と明記した。

④ 「目標及び内容」について

現行の学習指導要領では、中学年の「目標及び内容」は「第3学年及び第4学年」としてまとめて示されていた。新しい学習指導要領では、「第3学年」と「第4学年」の学年別に示され、それぞれの学年で学習する内容が明確に示されることとなった。

また、各学年の「内容」は、「ア 知識・技能」と「イ 思考力・判断力・表現力等」に分けて示された。「内容」ア(ア)とイ(ア)、ア(イ)とイ(イ)……を結びつけて読む必要がある。

⑤ 各学年の内容の改善・充実について

各学年の「内容」(1)(2)(3)……のリード文の記述形式は、「○○○について、学習の問題を追究・解決する

活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。」のかたちで統一されている。

【第3学年】

- ・「身近な地域や自分たちの市の様子」については、「自分たちの市」に重点を置くこととされた。
- ・「地域の安全を守る働き（火災、事故）」が第3学年に位置づけられ、いずれも扱うものの「どちらかに重点を置くなど」の工夫が求められることとなった。
- ・「内容」(4)として「市の様子の移り変わり」が示され、「交通や公共施設」「土地利用や人口」「生活の道具」が例示された。

【第4学年】

- ・県に関する内容が二つに分かれ、県の概要が独立して「内容」(1)に位置づけられた。
- ・防災に関する学習の充実が求められる中、「自然災害から人々を守る活動」が「内容」(3)として示された。
- ・「県内の特色ある地域」として、「国際交流に取り組んでいる地域」が付加された。

【第5学年】

- ・情報化に関する内容の見直しが行われ、「我が国の産業と情報との関わり」として示された。知識に関して、「大量の情報や情報技術の活用は、様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること」とされ、情報や情報技術を活用している産業として、「販売」「運輸」「観光」「医療」「福祉」が例示された。
- ・「竹島や北方領土、尖閣諸島」が我が国固有の領土であることが、学習指導要領に明記された。

【第6学年】

- ・現行の歴史先習が、新しい学習指導要領では政治先習となり、政治⇒歴史⇒国際の順で「内容」が示された。18歳への選挙権年齢引き下げを受け、主権者教育に関する学習の充実が求められていることに対応したと考えられる。
- ・「大和朝廷」を「大和朝廷（大和政権）」、「鎖国」を「鎖国などの幕府の政策」と改めるなど、学会の研究動向の進展に対応した見直しが行われた。
- ・歴史学習（「大陸文化の摂取」以降）において、「当時の世界との関わりに目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること」とした。

⑥ 地図帳の積極的な活用に向けて

中教審答申において、これまで第4学年から配布されていた地図帳について、「グローバル化などへの対応」を図っていくために、第3学年から配布することが求められるとされた。新しい学習指導要領では、全学年の具体目標(1)で「地図帳」について明記している。また、第3学年では、「内容の取扱い」において、「身近な地域や市の様子」の学習で方位や主な地図記号について扱う際や、「販売」の学習で都道府県や国の名称などを調べる際、地図帳を活用することとした。

小学校社会 学習指導要領 新旧対照表

2017.4.14

・：特記事項など ▲：変更 ■：新規 ◆：移動
(下線は東京書籍による)

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
第1 目標 社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。 (1) 地域や我が国の国土の地理的環境、現代社会の仕組みや働き、地域や我が国の歴史や伝統と文化を通して社会生活について理解するとともに、様々な資料や調査活動を通して情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考えたり、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断したりする力、考えたことや選択・判断したことを適切に表現する力を養う。 (3) 社会的事象について、よりよい社会を考え主体的に問題解決しようとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚、我が国の国土と歴史に対する愛情、我が国の将来を担う国民としての自覚、世界の人々と共に生きていくことの大切さについての自覚などを養う。	第1 目標 社会生活についての理解を図り、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を育て、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。	<ul style="list-style-type: none"> ・「目標」は、前文と「資質・能力の三つの柱」に沿った具体目標(1)～(3)で構成されている。 ・(1)は「知識・技能」、(2)は「思考力・判断力・表現力等」、(3)は「学びに向かう力・人間性等」。 ・中学校社会の「目標」前文は、小学校社会の「グローバル化する」の前に「広い視野に立ち、」が付加されている以外は同一の文言。
第2 各学年の目標及び内容 [第3学年] 1 目標 社会的事象の見方・考え方を働かせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 (1) 身近な地域や市区町村の地理的環境、地域の安全を守るために活動や地域の産業と消費生活の様子、地域の様子の移り変わりについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、 <u>地図帳</u> や各種の具体的な資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。 (3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよ	第2 各学年の目標及び内容 [第3学年及び第4学年] 1 目標 (1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るために活動や地域の産業と消費生活の様子、地域の様子の移り変わりについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、 <u>地図帳</u> や各種の具体的な資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようにする。 (2) 地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようにする。 (3) 地域における社会的事象を観察、調査するとともに、 <u>地図</u> や各種の具体的な資料を効果的に活用し、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。	<p>▲変更</p> <p>中学年の「目標」「内容」が、第3学年と第4学年の学年別に示される。</p> <ul style="list-style-type: none"> 各学年の「目標」についても、教科の目標と同様に「資質・能力の三つの柱」に沿った具体目標(1)～(3)で構成されている。 各学年の「目標」前文の文言は、全学年共通。「学習の問題を追究・解決する活動」は、問題解決的な学習を念頭に置いていると考えられる。 <p>▲変更</p> <p>現行(3)の「地図」を、</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>い社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 身近な地域や市区町村(以下第2章第2節において「市」という。)の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 身近な地域や自分たちの市の様子を大まかに理解すること。</p> <p>(イ) 観察・調査したり地図などの資料で調べたりして、白地図などにまとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 都道府県内における市の位置、市の地形や土地利用、交通の広がり、市役所など主な公共施設の場所と働き、古くから残る建造物の分布などに着目して、身近な地域や市の様子を捉え、場所による違いを考え、表現すること。</p> <p>(2) 地域に見られる生産や販売の仕事について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 生産の仕事は、地域の人々の生活と密接な関わりをもって行われていることを理解すること。</p> <p>(イ) 販売の仕事は、消費者の多様な願いを踏まえ売り上げを高めるよう、工夫して行われていることを理解すること。</p> <p>(ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、白地図などにまとめるこ。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 仕事の種類や産地の分布、仕事の工程などに着目して、生産に携わっている人々の仕事の様子を捉え、地域の人々の生活との関連を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 消費者の願い、販売の仕方、<u>他地域や外国との関わり</u>などに着目して、販売に携わっている人々の仕事の様子を捉え、それらの仕事に見られる工夫を考え、表現すること。</p> <p>(3) 地域の安全を守る働きについて、学習</p>	<p>2 内容</p> <p>(1) 自分たちの住んでいる身近な地域や市(区、町、村)について、次のことを観察、調査したり白地図にまとめたりして調べ、地域の様子は場所によって違いがあることを考えるようする。</p> <p>ア 身近な地域や市(区、町、村)の特徴ある地形、土地利用の様子、主な公共施設などの場所と働き、交通の様子、古くから残る建造物など</p> <p>(2) 地域の人々の生産や販売について、次のを見学したり調査したりして調べ、それらの仕事に携わっている人々の工夫を考えるようする。</p> <p>ア 地域には生産や販売に関する仕事があり、それらは自分たちの生活を支えていること。</p> <p>イ 地域の人々の生産や販売に見られる仕事の特色及び国内の他地域などとのかかわり</p> <p>(4) 地域社会における災害及び事故の防</p>	<p>新(1)で「地図帳」と変更。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「内容」アは、「知識・技能」に関する記述(全学年共通)。 「内容」ア(ア)とイ(ア)を結び付けて読む必要がある(以下同じ。第6学年の歴史を除く)。 「内容」イは、「思考力・判断力・表現力等」に関する記述(全学年共通)。 全学年を通して、「内容」イの記述は「～に着目して、～を捉え、～を考え、表現すること」で統一されている。 販売の仕事について、「売り上げを高める」と記述。 <p>▲変更 現行は、生産や販売について「他地域などとのかかわり」としていたが、新では、販売についてのみ「他地域や外国との関わり」とした。 ・「地域の安全を守る働き</p>

新	現 行（平成 20 年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 消防署や警察署などの関係機関は、地域の安全を守るために、相互に連携して緊急時に対処する体制をとっていることや、関係機関が地域の人々と協力して火災や事故などの防止に努めていることを理解すること。</p> <p>(イ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 施設・設備などの配置、緊急時の備えや対応などに着目して、関係機関や地域の人々の諸活動を捉え、相互の関連や従事する人々の働きを考え、表現すること。</p> <p>(4) <u>市の様子の移り変わり</u>について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 市や人々の生活の様子は、時間の経過に伴い、移り変わってきたことを理解すること。</p> <p>(イ) 聞き取り調査をしたり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) <u>交通や公共施設、土地利用や人口、生活の道具などの時期による違い</u>に着目して、市や人々の生活の様子を捉え、それらの変化を考え、表現すること。</p>	<p>止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るためにの関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。</p> <p>ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。</p> <p>イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。</p> <p>(5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。</p> <p>ア 古くから残る暮らしにかかる道具、それらを使っていたころの暮らしの様子</p>	<p>「き」が第3学年に位置づけられる。</p> <p>■新規 「市の様子の移り変わり」についての学習が設けられる。</p> <p>・「交通や公共施設」「土地利用や人口」「生活の道具」を例示。</p>
<h3>3 内容の取扱い</h3> <p>(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 学年の導入で扱うこととし、アの(ア)については、「<u>自分たちの市</u>」に重点を置くよう配慮すること。</p> <p>イ アの(イ)については、「<u>白地図などにまとめる</u>」際に、教科用図書「<u>地図</u>」(以下第2章第2節において「<u>地図帳</u>」という。)を参照し、方位や主な地図記号について扱うこと。</p> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)及びイの(ア)については、事例として農家、工場などの中から選択して取り上げるようにすること。</p>	<h3>3 内容の取扱い</h3> <p>(1) 内容の(1)については、方位や主な地図記号について扱うものとする。</p> <p>(2) 内容の(2)のイについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 「<u>生産</u>」については、農家、工場などの中から選択して取り上げること。</p> <p>イ 「<u>販売</u>」については、商店を取り上</p>	<p>・「<u>身近な地域や自分たちの市の様子</u>」について、学年の導入で扱うこと、「<u>自分たちの市</u>」に重点を置くことを明記。</p> <p>・第3学年の学習で地図帳を参照することを明記。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>イ アの(イ)及びイの(イ)については、商店を取り上げ、「他地域や外国との関わり」を扱う際には、地図帳などを使用して都道府県や国の名称と位置などを調べるようにすること。</p> <p>ウ イの(イ)については、<u>我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。</u></p> <p>(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)の「緊急時に対処する体制をとっていること」と「防止に努めていること」については、火災と事故はいずれも取り上げること。その際、<u>どちらかに重点を置くなど効果的な指導を工夫をすること。</u></p> <p>イ イの(ア)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、地域や自分自身の安全を守るために自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>(4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(イ)の「年表などにまとめる」際には、時期の区分について、昭和、平成など<u>元号を用いた言い表し方など</u>があることを取り上げること。</p> <p>イ イの(ア)の「公共施設」については、市が公共施設の整備を進めてきたことを取り上げること。その際、<u>租税の役割に触れること。</u></p> <p>ウ イの(ア)の「人口」を取り上げる際には、<u>少子高齢化、国際化など</u>に触れ、これから市の発展について考えることができるよう配慮すること。</p>	<p>げ、販売者の側の工夫を消費者の側の工夫と関連付けて扱うようにすること。</p> <p>ウ 「国内の他地域など」については、<u>外国とのかかわりにも気付くよう配慮すること。</u></p> <p>(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。</p> <p>(5) 内容の(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「販売」の学習において、国旗について扱うことを明記。 火災と事故について、「(両方扱うが)どちらかに重点を置く」ことなどの工夫を求める。 昭和、平成などの元号を取り上げることを明記。 公共施設の整備を取り上げる際、「租税の役割」に触れるなどを明記。 「少子高齢化」と「国際化」を例示。
<p>[第4学年]</p> <p>1 目標</p> <p>社会的事象の見方・考え方を働きかせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 自分たちの都道府県の地理的環境の特色、地域の人々の健康と生活環境を支える働きや自然災害から地域の安全を守るために活動、地域の伝統と文化や地域の発展に尽くした先人の働きなどについて、人々の生活との関連を踏まえて理解するとともに、調査活動、地図帳や各種の具体的な資料を通して、必要な情報を調べまとめる技能を身に付けるようとする。</p> <p>(2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり</p>	<p>[第3学年及び第4学年]</p> <p>1 目標(再掲)</p> <p>(1) 地域の産業や消費生活の様子、人々の健康な生活や良好な生活環境及び安全を守るために活動について理解できるようにし、地域社会の一員としての自覚をもつようとする。</p> <p>(2) 地域の地理的環境、人々の生活の変化や地域の発展に尽くした先人の働きについて理解できるようにし、地域社会に対する誇りと愛情を育てるようとする。</p> <p>(3) 地域における社会的事象を観察、調査するとともに、地図や各種の具体的な資料を効果的に活用し、地域社会の社会的事象の特色や相互の関連などについて考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようとする。</p>	

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを表現する力を養う。</p> <p>(3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、思考や理解を通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養う。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 都道府県(以下第2章第2節において「県」という。)の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 自分たちの県の地理的環境の概要を理解すること。また、47都道府県の名称と位置を理解すること。</p> <p>(イ) 地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめるこ。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 我が国における自分たちの県の位置、県全体の地形や主な産業の分布、交通網や主な都市の位置などに着目して、県の様子を捉え、地理的環境の特色を考え、表現すること。</p> <p>(2) 人々の健康や生活環境を支える事業について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(7) 飲料水、電気、ガスを供給する事業は、安全で安定的に供給できるよう進められていることや、地域の人々の健康な生活の維持と向上に役立っていることを理解すること。</p> <p>(イ) 廃棄物を処理する事業は、衛生的な処理や資源の有効利用ができるよう進められていることや、生活環境の維持と向上に役立っていることを理解すること。</p> <p>(ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、まとめるこ。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 供給の仕組みや経路、<u>県内外の人々の協力</u>などに着目して、飲料水、電気、ガスの供給のための事業の様子を捉え、それらの事業が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 処理の仕組みや再利用、<u>県内外の人々の協力</u>などに着目して、廃棄物</p>	<p>2 内容</p> <p>(6) 県(都、道、府)の様子について、次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ、県(都、道、府)の特色を考えるようにする。</p> <p>ア 県(都、道、府)内における自分たちの市(区、町、村)及び我が国における自分たちの県(都、道、府)の地理的位置、47都道府県の名称と位置</p> <p>イ 県(都、道、府)全体の地形や主な産業の概要、交通網の様子や主な都市の位置</p> <p>エ 人々の生活や産業と国内の他地域や外国とのかかわり</p> <p>(3) 地域の人々の生活にとって必要な飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、これらの対策や事業は地域の人々の健康な生活や良好な生活環境の維持と向上に役立っていることを考えるようする。</p> <p>ア 飲料水、電気、ガスの確保や廃棄物の処理と自分たちの生活や産業とのかかわり</p> <p>イ これらの対策や事業は計画的、協力的に進められていること。</p>	<p>▲変更 現行「内容」(6)の県の様子のうち、県の概要と「47都道府県の名称と位置」が独立して「内容」(1)に位置づけられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「県内外の人々の協力」と明記。 ・「県内外の人々の協力」と明記。

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>の処理のための事業の様子を捉え、その事業が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(3) <u>自然災害から人々を守る活動</u>について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 地域の関係機関や人々は、自然災害に対し、様々な協力をして対処してきたことや、今後想定される災害に対し、様々な備えをしていることを理解すること。</p> <p>(イ) 聞き取り調査をしたり地図や年表などの資料で調べたりして、まとめるのこと。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 過去に発生した地域の自然災害、関係機関の協力などに着目して、災害から人々を守る活動を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>(4) 県内の伝統や文化、<u>先人の働き</u>について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 県内の文化財や年中行事は、地域の人々が受け継いできたことや、それらには地域の発展など人々の様々な願いが込められていることを理解すること。</p> <p>(イ) 地域の発展に尽くした先人は、様々な苦心や努力により当時の生活の向上に貢献したことを理解すること。</p> <p>(ウ) 見学・調査したり地図などの資料で調べたりして、年表などにまとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承のための取組などに着目して、県内の文化財や年中行事の様子を捉え、人々の願いや努力を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 当時の世の中の課題や人々の願いなどに着目して、地域の発展に尽くした先人の具体的な事例を捉え、先人の働きを考え、表現すること。</p> <p>(5) 県内の特色ある地域の様子について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付</p>	<p>(4) 地域社会における災害及び事故の防止について、次のことを見学、調査したり資料を活用したりして調べ、人々の安全を守るために関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。(再掲)</p> <p>ア 関係機関は地域の人々と協力して、災害や事故の防止に努めていること。</p> <p>イ 関係の諸機関が相互に連携して、緊急に対処する体制をとっていること。</p> <p>(5) 地域の人々の生活について、次のことを見学、調査したり年表にまとめたりして調べ、人々の生活の変化や人々の願い、地域の人々の生活の向上に尽くした先人の働きや苦心を考えるようにする。(再掲)</p> <p>イ 地域の人々が受け継いできた文化財や年中行事</p> <p>ウ 地域の発展に尽くした先人の具体的な事例</p> <p>(6) 県(都、道、府)の様子について、次のことを資料を活用したり白地図にまとめたりして調べ、県(都、道、府)の特色を考えるようにする。(再掲)</p>	<p>▲変更 現行「内容」(4)の「災害」のうち、「自然災害から人々を守る活動」が独立した(火災と事故は第3学年で学習)。</p> <p>▲変更 現行「内容」(5)のうち、イとウで構成(現行のア「古くから残る暮らしにかかわる道具」は、新では、第3学年「内容」(4)に「生活の道具」として位置づけられる)。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>すること。</p> <p>(ア) 県内の特色ある地域では、人々が協力し、特色あるまちづくりや観光などの産業の発展に努めていることを理解すること。</p> <p>(イ) 地図帳や各種の資料で調べ、白地図などにまとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 特色ある地域の位置や自然環境、人々の活動や産業の歴史的背景、人々の協力関係などに着目して、地域の様子を捉え、それらの特色を考え、表現すること。</p>	<p>ウ 県(都、道、府)内の特色ある地域の人々の生活</p>	
<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)及びイの(イ)については、現在に至るまでに仕組みが計画的に改善され<u>公衆衛生が向上してきたことに触れること。</u></p> <p>イ アの(ア)及びイの(ア)については、飲料水、電気、ガスの中から選択して取り上げること。</p> <p>ウ アの(イ)及びイの(イ)については、ごみ、下水のいずれかを選択して取り上げること。</p> <p>エ イの(ア)については、節水や節電など自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>オ イの(イ)については、社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うとともに、ごみの減量や水を汚さない工夫など、自分たちにできることを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>(2) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)については、<u>地震災害、津波災害、風水害、火山災害、雪害</u>などの中から、過去に県内で発生したものを選択して取り上げること。</p> <p>イ アの(ア)及びイの(ア)の「関係機関」については、県庁や市役所の働きなどを中心に取り上げ、防災情報の発信、避難体制の確保などの働き、<u>自衛隊など国機関との関わり</u>を取り上げること。</p> <p>ウ イの(ア)については、地域で起こり得る災害を想定し、日頃から必要な備えをするなど、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>(3) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>3 内容の取扱い</p> <p>(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 「飲料水、電気、ガス」については、それらの中から選択して取り上げ、節水や節電などの資源の有効な利用についても扱うこと。</p> <p>イ 「廃棄物の処理」については、ごみ、下水のいずれかを選択して取り上げ、廃棄物を資源として活用していることについても扱うこと。</p> <p>(5) 内容の(3)及び(4)にかかわって、地域の社会生活を営む上で大切な法やきまりについて扱うものとする。(再掲)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「公衆衛生の向上」に触れることを明記。
	<p>(4) 内容の(4)の「災害」については、火災、風水害、地震などの中から選択して取り上げ、「事故の防止」については、交通事故などの事故防止や防犯を取り上げるものとする。(再掲)</p>	<p>▲変更</p> <p>地震、風水害に加えて、「津波災害」「火山災害」「雪害」が例示される。</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ・国の機関として「自衛隊」が例示され、小学校社会の学習指導要領に「自衛隊」が明記される。

新	現 行 (平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>ア アの(ア)については、県内の主な文化財や年中行事が大まかに分かるようになるとともに、イの(ア)については、それらの中から具体的な事例を取り上げること。</p> <p>イ アの(イ)及びイの(イ)については、開発、教育、医療、文化、産業などの地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げること。</p> <p>ウ イの(ア)については、地域の伝統や文化の保存や継承に関わって、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>(4) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 県内の特色ある地域が大まかに分かるようにするとともに、伝統的な技術を生かした地場産業が盛んな地域、<u>国際交流に取り組んでいる地域</u>及び地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際、地域の資源を保護・活用している地域については、自然環境、伝統的な文化のいづれかを選択して取り上げること。</p> <p>イ 国際交流に取り組んでいる地域を取り上げる際には、我が国や外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。</p>	<p>(6) 内容の(5)のウの「具体的な事例」については、開発、教育、文化、産業などの地域の発展に尽くした先人の中から選択して取り上げるものとする。</p>	・「医療」が付加される。
	<p>(7) 内容の(6)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア ウについては、自然環境、伝統や文化などの地域の資源を保護・活用している地域を取り上げること。その際、伝統的な工業などの地場産業の盛んな地域を含めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・特色ある地域として、「国際交流」が付加される。 ・「地場産業」と「国際交流」は必ず取り上げる必要があり、「自然環境」と「伝統的な文化」が選択となる。
	<p>イ エについては、我が国や外国には国旗があることを理解させ、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。</p>	
<p>[第5学年]</p> <p>1 目標</p> <p>社会的事象の見方・考え方を働きかせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 我が国の国土の地理的環境の特色や産業の現状、社会の情報化と産業の関わりについて、国民生活との関連を踏まえて理解するとともに、地図帳や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を通して、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようとする。</p> <p>(2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。</p> <p>(3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、我が國の国土に対する愛情、我が國の産業の発展を願い我が國の将来を担う国民として</p>	<p>[第5学年]</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 我が国の国土の様子、国土の環境と国民生活との関連について理解できるようになりし、環境の保全や自然災害の防止の重要性について関心を深め、国土に対する愛情を育てるようとする。</p> <p>(2) 我が国の産業の様子、産業と国民生活との関連について理解できるようになりし、我が国の産業の発展や社会の情報化の進展に関心をもつようとする。</p> <p>(3) 社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、統計などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味について考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようとする。</p>	

新	現 行 (平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>の自覚を養う。</p> <p>2 内容</p> <p>(1) 我が国の国土の様子と国民生活について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 世界における我が国の国土の位置、国土の構成、領土の範囲などを大まかに理解すること。</p> <p>(イ) 我が国の国土の地形や気候の概要を理解するとともに、人々は自然環境に適応して生活していることを理解すること。</p> <p>(ウ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 世界の大陸と主な海洋、主な国的位置、<u>海洋に囲まれ多数の島からなる</u>国土の構成などに着目して、我が国の国土の様子を捉え、その特色を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 地形や気候などに着目して、国土の自然などの様子や自然条件から見て特色ある地域の人々の生活を捉え、国土の自然環境の特色やそれらと国民生活との関連を考え、表現すること。</p> <p>(2) 我が国の農業や水産業における食料生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 我が国の食料生産は、自然条件を生かして営まれていることや、国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(イ) 食料生産に関わる人々は、生産性や品質を高めるよう努力したり輸送方法や販売方法を工夫したりして、良質な食料を消費地に届けるなど、食料生産を支えていることを理解すること。</p> <p>(ウ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 生産物の種類や分布、生産量の変化、輸入など外国との関わりなどに着目して、食料生産の概要を捉え、食料生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 生産の工程、人々の協力関係、技</p>	<p>2 内容</p> <p>(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようする。</p> <p>ア 世界の主な大陸と海洋、主な国名稱と位置、我が国の位置と領土</p> <p>イ 国土の地形や気候の概要、自然条件から見て特色ある地域の人々の生活</p> <p>・我が国の国土について、「<u>海洋に囲まれ多数の島からなる</u>」と記述。</p> <p>(2) 我が国の農業や水産業について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民の食料を確保する重要な役割を果たしていることや自然環境と深いかかわりをもって営まれていることを考えるようする。</p> <p>ア 様々な食料生産が国民の食生活を支えていること、食料の中には外国から輸入しているものがあること。</p> <p>イ 我が国の主な食料生産物の分布や土地利用の特色など</p> <p>ウ 食料生産に従事している人々の工 ◆移動</p>	

新	現 行（平成 20 年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>術の向上、輸送、<u>価格や費用</u>などに着目して、食料生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>(3) 我が国の工業生産について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 我が国では様々な工業生産が行われていることや、国土には工業の盛んな地域が広がっていること及び工業製品は国民生活の向上に重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(イ) 工業生産に関わる人々は、消費者の需要や社会の変化に対応し、優れた製品を生産するよう様々な工夫や努力をして、工業生産を支えていることを理解すること。</p> <p>(ウ) 貿易や運輸は、原材料の確保や製品の販売などにおいて、工業生産を支える重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(エ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめるここと。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 工業の種類、工業の盛んな地域の分布、工業製品の改良などに着目して、工業生産の概要を捉え、工業生産が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 製造の工程、工場相互の協力関係、優れた技術などに着目して、工業生産に関わる人々の工夫や努力を捉え、その働きを考え、表現すること。</p> <p>(ウ) 交通網の広がり、外国との関わりなどに着目して、貿易や運輸の様子を捉え、それらの役割を考え、表現すること。</p> <p>(4) <u>我が国の産業と情報との関わり</u>について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 放送、新聞などの産業は、国民生活に大きな影響を及ぼしていることを理解すること。</p> <p>(イ) <u>大量の情報や情報通信技術の活用</u>は、様々な産業を発展させ、国民生活を向上させていることを理解すること。</p> <p>(ウ) 聞き取り調査をしたり映像や新</p>	<p>夫や努力、生産地と消費地を結ぶ運輸などの働き</p> <p>(3) 我が国の工業生産について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、それらは国民生活を支える重要な役割を果たしていることを考えるようにする。</p> <p>ア 様々な工業製品が国民生活を支えていること。</p> <p>イ 我が国の各種の工業生産や工業地域の分布など</p> <p>ウ 工業生産に従事している人々の工夫や努力、工業生産を支える貿易や運輸などの働き</p> <p>(4) <u>我が国の中間業者</u>について、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、中間業者が商品の流通過程で果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>ア 中間業者の役割を理解すること。</p> <p>イ 中間業者の役割を理解すること。</p> <p>ウ 中間業者の役割を理解すること。</p> <p>エ 中間業者の役割を理解すること。</p>	<p>現行は「内容の取扱い」に記述されていた「価格や費用」が「内容」に移動した。</p> <p>▲変更</p> <p>現行の「我が国の中間業者」が、「我が国の中間業者と情報との関わり」となる。</p> <p>・「大量の情報や情報通信技術の活用」と記述。</p>
		<p>小学校社会—東京書籍作成（教授用資料）—</p> <p>-10-</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>聞などの各種資料で調べたりして、まとめるること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 情報を集め発信するまでの工夫や努力などに着目して、放送、新聞などの産業の様子を捉え、それらの産業が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 情報の種類、情報の活用の仕方などに着目して、産業における情報活用の現状を捉え、<u>情報を生かして発展する産業</u>が国民生活に果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(5) 我が国の国土の自然環境と国民生活との関連について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) <u>自然災害</u>は国土の自然条件などと関連して発生していることや、自然災害から国土を保全し国民生活を守るために国や県などが様々な対策や事業を進めていることを理解すること。</p> <p>(イ) 森林は、その育成や保護に従事している人々の様々な工夫と努力により国土の保全など重要な役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(ウ) 関係機関や地域の人々の様々な努力により<u>公害の防止や生活環境の改善</u>が図られてきたことを理解するとともに、公害から国土の環境や国民の健康な生活を守ることの大切さを理解すること。</p> <p>(エ) 地図帳や各種の資料で調べ、まとめるうこと。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 災害の種類や発生の位置や時期、防災対策などに着目して、<u>国土の自然災害の状況</u>を捉え、自然条件との関連を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 森林資源の分布や働きなどに着目して、国土の環境を捉え、森林資源が果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(ウ) 公害の発生時期や経過、人々の協力や努力などに着目して、公害防止の取組を捉え、その働きを考え、表現すること。</p>	<p>(1) 我が国の国土の自然などの様子について、次のことを地図や地球儀、資料などを活用して調べ、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連をもっていることを考えるようとする。</p> <p><u>エ 国土の保全などのための森林資源の働き及び自然災害の防止</u></p> <p><u>ウ 公害から国民の健康や生活環境を守ることの大切さ</u></p>	<p>・「情報を生かして発展する産業」と記述。</p> <p>▲変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現行は、「公害」「森林資源の働き及び自然災害の防止」の順で示されていたのが、「自然災害」「森林」「公害」の順で示される。 <p>・第4学年の「自然災害」で学習する対象が（自分たちの）県内であるのに対して、第5学年では「国土の自然災害」となる。</p>
<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)の「領土の範囲」について</p>	<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p>	<p>・現行は、「学習指導要</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>は、竹島や北方領土、尖閣諸島が我が国の固有の領土であることに触れること。</p> <p>イ アの(ウ)については、地図帳や地球儀を用いて、方位、緯度や経度などによる位置の表し方について取り扱うこと。</p> <p>ウ イの(ア)の「主な国」については、名称についても扱うようにし、近隣の諸国を含めて取り上げること。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解し、それを尊重する態度を養うよう配慮すること。</p> <p>エ イの(イ)の「自然条件から見て特色ある地域」については、地形条件や気候条件から見て特色ある地域を取り上げること。</p> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(イ)及びイの(イ)については、食料生産の盛んな地域の具体的な事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの中から一つを取り上げること。</p> <p>イ イの(ア)及び(イ)については、<u>消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの農業などの発展について、自分の考えをまとめる</u>ことができるよう配慮すること。</p> <p>(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(イ)及びイの(イ)については、工業の盛んな地域の具体的な事例を通して調べることとし、金属工業、機械工業、化学工業、食料品工業などの中から一つを取り上げること。</p> <p>イ イの(ア)及び(イ)については、<u>消費者や生産者の立場などから多角的に考えて、これからの工業の発展について、自分の考えをまとめる</u>ことができるよう配慮すること。</p> <p>(4) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)の「放送、新聞などの産業」については、それらの中から選択して取り上げること。その際、情報を有効に活用することについて、<u>情報の送り手と受け手の立場から多角的に考え、受け手として正しく判断することや送り手として責任をもつことが大切であることに気付くようにすること。</u></p> <p>イ アの(イ)及びイの(イ)については、情報や情報技術を活用して発展している販売、運輸、観光、医療、福祉などに関わる産業の中から選択して取り上げること。その際、産業と国民の立場から多角的に考えて、情報化の進展</p>	<p>ア アの「主な国」については、近隣の諸国を含めて取り上げるものとする。その際、我が国や諸外国には国旗があることを理解するとともに、それを尊重する態度を育てるよう配慮すること。</p> <p>イ イの「自然条件から見て特色ある地域」については、事例地を選択して取り上げ、自然環境に適応しながら生活している人々の工夫を具体的に扱うこと。</p> <p>(2) 内容(2)のウについては、農業や水産業の盛んな地域の具体的な事例を通して調べることとし、稲作のほか、野菜、果物、畜産物、水産物などの生産の中から一つを取り上げるものとする。</p> <p>(3) 内容の(3)のウについては、工業の盛んな地域の具体的な事例を通して調べることとし、金属工業、機械工業、石油化学工業、食料品工業などの中から一つを取り上げるものとする。</p> <p>(4) 内容の(2)のウ及び(3)のウにかかわって、価格や費用、交通網について取り扱うものとする。</p> <p>(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アについては、放送、新聞などの中から選択して取り上げること。</p> <p>イ イについては、情報ネットワークを有効に活用して公共サービスの向上に努めている教育、福祉、医療、防災などの中から選択して取り上げること。</p>	<p>「領解説」で北方領土についてのみ記述されていたが、新では、「内容の取扱い」で竹島や北方領土、尖閣諸島について「我が国固有の領土であることに触れること」と明記された。</p> <p>・「消費者や生産者の立場」と、「これからの農業などの発展」に言及。</p> <p>・「消費者や生産者の立場」と、「これからの工業の発展」に言及。</p> <p>・「情報の送り手と受け手の立場」に言及。</p> <p>・情報や情報技術を活用して発展している産業として、「販売」「運輸」「観光」「医療」「福祉」を例示。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>に伴う産業の発展や国民生活の向上について、自分の考えをまとめることができるように配慮すること。</p> <p>(5) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)については、<u>地震災害</u>、<u>津波災害</u>、<u>風水害</u>、<u>火山災害</u>、<u>雪害</u>などを取り上げること。</p> <p>イ アの(ウ)及びイの(ウ)については、大気の汚染、水質の汚濁などの中から具体的な事例を選択して取り上げること。</p> <p>ウ イの(イ)及び(ウ)については、国土の環境保全について、自分たちにできることなどを考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p>	<p>(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ウ ウについては、大気の汚染、水質の汚濁の中から具体的な事例を選択して取り上げること。</p> <p>エ エについては、我が国の国土保全等の観点から扱うようにし、森林資源の育成や保護に従事している人々の工夫や努力及び環境保全のための国民一人一人の協力の必要性に気付くよう配慮すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害として「地震災害」、「津波災害」、「風水害」、「火山災害」、「雪害」を例示（第4学年「自然災害から人々を守る活動」と同じ）。
<p>[第6学年]</p> <p>1 目標</p> <p>社会的事象の見方・考え方を働きかせ、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 我が国の政治の考え方と仕組みや働き、国家及び社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産、我が国と関係の深い国の生活やグローバル化する国際社会における我が国の役割について理解するとともに、地図帳や地球儀、統計や年表などの各種の基礎的資料を通して、情報を適切に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 社会的事象の特色や相互の関連、意味を多角的に考える力、社会に見られる課題を把握して、その解決に向けて社会への関わり方を選択・判断する力、考えたことや選択・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。</p> <p>(3) 社会的事象について、主体的に学習の問題を解決しようとする態度や、よりよい社会を考え学習したことを社会生活に生かそうとする態度を養うとともに、多角的な思考や理解を通して、我が国の歴史や伝統を大切にして国を愛する心情、我が国の将来を担う国民としての自覚や平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。</p>	<p>[第6学年]</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 国家・社会の発展に大きな働きをした先人の業績や優れた文化遺産について興味・関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする。</p> <p>(2) 日常生活における政治の働きと我が国の政治の考え方及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々と共に生きていくことが大切であることを自覚できるようにする。</p> <p>(3) 社会的事象を具体的に調査するとともに、地図や地球儀、年表などの各種の基礎的資料を効果的に活用し、社会的事象の意味をより広い視野から考える力、調べたことや考えたことを表現する力を育てるようにする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「国際社会」に「グローバル化する」を付加。 ・「年表」を「統計や年表」と変更。
<p>2 内容</p> <p>(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付</p>	<p>2 内容</p> <p>(2) 我が国の政治の働きについて、次のことを調査したり資料を活用したりして調べ、国民主権と関連付けて政治は国民生活の安定と向上を図るために大切な働きをしていること、現在の我が国の民</p>	<p>▲変更</p> <p>現行の歴史先習（歴史⇒政治⇒国際）が、政治先習（政治⇒歴史⇒国際）となる。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>すること。</p> <p>(ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、<u>立法、行政、司法の三権</u>がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。</p> <p>(イ) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。</p> <p>(ウ) <u>見学・調査</u>したり各種の資料で調べたりして、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 日本国憲法の基本的な考え方について、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。</p> <p>(イ) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。</p> <p>(2) 我が国の歴史上の主要な事象について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。その際、我が国の歴史上の主要な事象を手掛かりに、大まかな歴史を理解するとともに、関連する先人の業績、優れた文化遺産を理解すること。</p> <p>(ア) 狩猟・採集や農耕の生活、古墳、<u>大和朝廷(大和政権)</u>による統一の様子を手掛かりに、むらからくにへと変化したことを理解すること。その際、神話・伝承を手掛かりに、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。</p> <p>(イ) 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子を手掛かりに、天皇を中心とした政治が確立されたことを理解すること。</p> <p>(ウ) <u>貴族の生活や文化</u>を手掛かりに、<u>日本風の文化</u>が生まれたことを理解すること。</p> <p>(エ) 源平の戦い、鎌倉幕府の始まり、元との戦いを手掛かりに、武士による政治が始まったことを理解すること。</p> <p>(オ) 京都の室町に幕府が置かれた頃</p>	<p>主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを考えるようとする。</p> <p>イ 日本国憲法は、国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていること。</p> <p>ア 国民生活には地方公共団体や国の政治の働きが反映していること。</p> <p>(1) 我が国の歴史上の主要な事象について、人物の働きや代表的な文化遺産を中心に遺跡や文化財、資料などを活用して調べ、歴史を学ぶ意味を考えるとともに、自分たちの生活の歴史的背景、我が国の歴史や先人の働きについて理解と関心を深めるようとする。</p> <p>ア 狩猟・採集や農耕の生活、古墳について調べ、<u>大和朝廷</u>による国土の統一の様子が分かること。その際、神話・伝承を調べ、国の形成に関する考え方などに関心をもつこと。</p> <p>イ 大陸文化の摂取、大化の改新、大仏造営の様子、貴族の生活について調べ、天皇を中心とした政治が確立されたことや日本風の文化が起こったことが分かること。</p> <p>ウ 源平の戦い、鎌倉幕府の始まり、元との戦いについて調べ、武士による政治が始まったことが分かること。</p> <p>エ 京都の室町に幕府が置かれたころ</p>	<p>▲変更</p> <p>現行「政治の働き」⇒「日本国憲法」の順が、新では「日本国憲法」⇒「政治の働き」の順に記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「立法、行政、司法の三権」と明記。 <p>▲変更</p> <p>「地方公共団体や国の政治」が「国や地方公共団体の政治」となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「見学・調査」と記述。 <p>▲変更</p> <p>歴史の「内容」の記述が、現行「～について調べ～分かること」が、「～を手掛かりに～理解すること」となる。</p> <p>▲変更</p> <p>「大和朝廷」を「大和朝廷(大和政権)」と変更。</p> <p>▲変更</p> <p>国風文化の内容が独立して示される。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>の代表的な建造物や絵画を手掛かりに、今日の生活文化につながる室町文化が生まれたことを理解すること。</p> <p>(カ) キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一を手掛かりに、戦国の世が統一されたことを理解すること。</p> <p>(キ) 江戸幕府の始まり、参勤交代や鎖国などの幕府の政策、身分制を手掛けたりに、武士による政治が安定したことを理解すること。</p> <p>(ク) 歌舞伎や浮世絵、国学や蘭学を手掛けたりに、町人の文化が栄え新しい学問がおこったことを理解すること。</p> <p>(ケ) 黒船の来航、廃藩置県や四民平等などの改革、文明開化などを手掛けたりに、我が国が明治維新を機に欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことを理解すること。</p> <p>(コ) 大日本帝国憲法の発布、日清・日露の戦争、条約改正、科学の発展などを手掛けたりに、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことを理解すること。</p> <p>(ケ) 日中戦争や我が国に関わる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピック・パラリンピックの開催などを手掛けたりに、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し、国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことを理解すること。</p> <p>(シ) 遺跡や文化財、地図や年表などの資料で調べ、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 世の中の様子、人物の働きや代表的な文化遺産などに着目して、我が国の歴史上の主な事象を捉え、我が国の歴史の展開を考えるとともに、歴史を学ぶ意味を考え、表現すること。</p> <p>(3) グローバル化する世界と日本の役割について、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活は、多様であることを理解するとともに、スポーツや文化などを通して他国と交流し、異なる文化や習慣を尊</p>	<p>の代表的な建造物や絵画について調べ、室町文化が生まれたことが分かること。</p> <p>オ キリスト教の伝来、織田・豊臣の天下統一、江戸幕府の始まり、参勤交代、鎖国について調べ、戦国の世が統一され、身分制度が確立し武士による政治が安定したことが分かること。</p> <p>カ 歌舞伎や浮世絵、国学や蘭学について調べ、町人の文化が栄え新しい学問がおこったことが分かること。</p> <p>キ 黒船の来航、明治維新、文明開化などについて調べ、廃藩置県や四民平等などの諸改革を行い、欧米の文化を取り入れつつ近代化を進めたことが分かること。</p> <p>ク 大日本帝国憲法の発布、日清・日露の戦争、条約改正、科学の発展などをについて調べ、我が国の国力が充実し国際的地位が向上したことが分かること。</p> <p>ケ 日華事変、我が国にかかる第二次世界大戦、日本国憲法の制定、オリンピックの開催などについて調べ、戦後我が国は民主的な国家として出発し、国民生活が向上し国際社会の中で重要な役割を果たしてきたことが分かること。</p> <p>(3) 世界の中の日本の役割について、次のことを調査したり地図や地球儀、資料などを活用したりして調べ、外国人の人々と共に生きていくためには異なる文化や習慣を理解し合うことが大切であること、世界平和の大切さと我が国が世界において重要な役割を果たしていることを考えるようとする。</p> <p>ア 我が国と経済や文化などの面でつながりが深い国の人々の生活の様子</p>	<p>▲変更 「織田・豊臣の天下統一」と「江戸幕府の始まり」を区切る。</p> <p>▲変更 「鎖国」を「鎖国などの幕府の政策」と変更。</p> <p>■新規 「遺跡や文化財、地図や年表などの資料」で調べ、まとめることが明記された。</p> <p>▲変更 「日華事変」を「日中戦争」と変更。</p> <p>▲変更 「オリンピック」を「オリンピック・パラリンピック」と変更。</p> <p>▲変更 「世界の中の日本の役割」を「グローバル化する世界と日本の役割」と変更。</p> <p>・「スポーツや文化などを通して他国と交流」と明記される。</p>

新	現 行（平成20年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>重し合うことが大切であることを理解すること。</p> <p>(イ) 我が国は、平和な世界の実現のために国際連合の一員として重要な役割を果たしたり、諸外国の発展のために援助や協力を行ったりしていることを理解すること。</p> <p>(ウ) 地図帳や地球儀、各種の資料で調べ、まとめること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 外国の人々の生活の様子などに着目して、日本の文化や習慣との違いを捉え、国際交流の果たす役割を考え、表現すること。</p> <p>(イ) 地球規模で発生している課題の解決に向けた連携・協力などに着目して、国際連合の働きや我が国の国際協力の様子を捉え、国際社会において我が国が果たしている役割を考え、表現すること。</p>		
	<p>イ 我が国の国際交流や国際協力の様子及び平和な国際社会の実現に努力している国際連合の働き</p>	<p>・「日本の文化や習慣との違いを捉え」、「国際交流の果たす役割を考え」と記述。</p>
<h3>3 内容の取扱い</h3> <p>(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)については、国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、裁判員制度や租税の役割などについて扱うこと。その際、イの(ア)に関わって、<u>国民としての政治への関わり方について多角的に考えて、自分の考えをまとめる</u>ことができるよう配慮すること。</p> <p>イ アの(ア)の「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めるようにすること。また、「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。</p> <p>ウ アの(イ)の「国や地方公共団体の政治」については、社会保障、<u>自然災害からの復旧や復興、地域の開発や活性化</u>などの取組の中から選択して取り上げること。</p> <p>エ イの(ア)の「国会」について、国民との関わりを指導する際には、各々の国民の祝日に关心をもち、我が国社会や文化における意義を考えることができるよう配慮すること。</p> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの(ア)から(サ)までについては、児童の興味・関心を重視し、取り上げる人物や文化遺産の重点の置き方に工夫を加えるなど、精選して具体的</p>	<h3>3 内容の取扱い</h3> <p>(2) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ 国会などの議会政治や選挙の意味、国会と内閣と裁判所の三権相互の関連、国民の司法参加、租税の役割などについても扱うようにすること。</p> <p>エ イの「天皇の地位」については、日本国憲法に定める天皇の国事に関する行為など児童に理解しやすい具体的な事項を取り上げ、歴史に関する学習との関連も図りながら、天皇についての理解と敬愛の念を深めようすること。また、イの「国民としての権利及び義務」については、参政権、納税の義務などを取り上げること。</p> <p>ウ アの「地方公共団体や国の政治の働き」については、社会保障、<u>災害復旧の取組、地域の開発</u>などの中から選択して取り上げ、具体的に調べられるようすること。</p> <p>ア 政治の働きと国民生活との関係を具体的に指導する際には、各々の国民の祝日に关心をもち、その意義を考えさせよう配慮すること。</p> <p>(1) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア 児童の興味・関心を重視し、取り上げる人物や文化遺産の重点の置き方に工夫を加えるなど、精選して具体的</p>	<p>・「国民としての政治への関わり方」に言及。</p> <p>▲変更 「災害復旧の取組」を「自然災害からの復旧や復興」、「地域の開発」を「地域の開発や活性化」に変更。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備考
夫を加えるなど、精選して具体的に理解できるようにすること。その際、アの(サ)の指導に当たっては、児童の発達の段階を考慮すること。	に理解できるようにすること。その際、ケの指導に当たっては、児童の発達の段階を考慮すること。	
イ アの(ア)から(サ)までについては、例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること。	オ アからケまでについては、例えば、国宝、重要文化財に指定されているものや、そのうち世界文化遺産に登録されているものなどを取り上げ、我が国の代表的な文化遺産を通して学習できるように配慮すること。	
ウ アの(ア)から(コ)までについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるよう指導すること。	エ アからクまでについては、例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きを通して学習できるよう指導すること。	
ひみこ しょうとくたいし おのいもこ なかのおお 卑弥呼、聖德太子、小野妹子、中大 えのねじ なかとみのかまたり しょうむ ぎょうき 兄皇子、中臣鎌足、聖武天皇、行基、 がんじん ふじわらのみちなが むらさきしきぶ せいしような 鑑真、藤原道長、紫式部、清少納 ごん たいらのきよもり みなもとのよりとも みなもとのよしつね 言、平清盛、源頼朝、源義経、 ほうじょうときむね あしかがよしみつ あしかがよしまさ せつ 北条時宗、足利義満、足利義政、雪 しゅう 舟、ザビエル、織田信長、豊臣秀吉、 とくがわいえやす とくがわいえみつ ちかまつもんざえもん 徳川家康、徳川家光、近松門左衛門、 うたがわひろしげ もとおりのりなが すぎた げんばく いのう 歌川広重、本居宣長、杉田玄白、伊能 ただたか かつかいしゅう さいごうたかもり おお 忠敬、ペリー、勝海舟、西郷隆盛、大 くぼとしみち きどたかよし ふくざわ 久保利通、木戸孝允、明治天皇、福沢 ゆきち おおくましげのぶ いたがきたいすけ いとうひろみ 諭吉、大隈重信、板垣退助、伊藤博文、 むづむねみつ とうごうへいはちらう こむらじゅたろう 陸奥宗光、東郷平八郎、小村寿太郎、 のぐちひでよ 野口英世	ひみこ しょうとくたいし おのいもこ なかのおお 卑弥呼、聖德太子、小野妹子、中大 えのねじ なかとみのかまたり しょうむ ぎょうき 兄皇子、中臣鎌足、聖武天皇、行基、 がんじん ふじわらのみちなが むらさきしきぶ せいしような 鑑真、藤原道長、紫式部、清少納 ごん たいらのきよもり みなもとのよりとも みなもとのよしつね 言、平清盛、源頼朝、源義経、 ほうじょうときむね あしかがよしみつ あしかがよしまさ せつ 北条時宗、足利義満、足利義政、雪 しゅう 舟、ザビエル、織田信長、豊臣秀吉、 とくがわいえやす とくがわいえみつ ちかまつもんざえもん 徳川家康、徳川家光、近松門左衛門、 うたがわあんどう ひろしげ もとおりのりなが すぎた げんばく 歌川(安藤)広重、本居宣長、杉田玄白、 いのうただたか かつかいしゅう さいごうたかもり 伊能忠敬、ペリー、勝海舟、西郷隆盛、 おおくぼとしみち きどたかよし ふくざわ 大久保利通、木戸孝允、明治天皇、福沢 ゆきち おおくましげのぶ いたがきたいすけ いとうひろみ 諭吉、大隈重信、板垣退助、伊藤博文、 むづむねみつ とうごうへいはちらう こむらじゅたろう 陸奥宗光、東郷平八郎、小村寿太郎、 のぐちひでよ 野口英世	
エ アの(ア)の「神話・伝承」については、古事記、日本書紀、風土記などの中から適切なものを取り上げること。	ウ アの「神話・伝承」については、古事記、日本書紀、風土記などの中から適切なものを取り上げること。	▲変更 「歌川(安藤)広重」を「歌川広重」と変更。
オ アの(イ)から(サ)までについては、当時の世界との関わりにも目を向け、我が国の歴史を広い視野から捉えられるよう配慮すること。		■新規 「当時の世界との関わりにも目を向け」ることが明記された。
カ アの(シ)については、年表や絵画など資料の特性に留意した読み取り方についても指導すること。		■新規 「年表や絵画など資料の特性に留意した読み取り方」についての指導が明記された。
キ イの(ア)については、歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統や文化を育んできたこと、我が国の歴史は政治の中心地や世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられることに気付くようにするとともに、現在の自分たちの生活と過去の出	イ 歴史学習全体を通して、我が国は長い歴史をもち伝統や文化をはぐくんできしたこと、我が国の歴史は政治の中心地や世の中の様子などによって幾つかの時期に分けられることに気付くようにすること。	・「現在の~歴史を学ぶ

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>来事との関わりを考えたり、過去の出来事を基に現在及び将来の発展を考えたりするなど、歴史を学ぶ意味を考えるようにすること。</p> <p>(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アについては、我が国の国旗と国歌の意義を理解し、これを尊重する態度を養うとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を養うよう配慮すること。</p> <p>イ アの(ア)については、我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げること。その際、児童が1か国を選択して調べるよう配慮すること。</p> <p>ウ アの(ア)については、我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うよう配慮すること。</p> <p>エ イについては、世界の人々と共に生きていくために大切なことや、今後、我が国が国際社会において果たすべき役割などを多角的に考えたり選択・判断したりできるよう配慮すること。</p> <p>オ イの(イ)については、網羅的、抽象的な扱いを避けるため、「国際連合の働き」については、ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げること。また、「我が国の国際協力の様子」については、教育、医療、農業などの分野で世界に貢献している事例の中から選択して取り上げること。</p>	<p>(3) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>エ ア及びイについては、我が国の国旗と国歌の意義を理解させ、これを尊重する態度を育てるとともに、諸外国の国旗と国歌も同様に尊重する態度を育てるよう配慮すること。</p> <p>ア アについては、我が国とつながりが深い国から数か国を取り上げること。その際、それらの中から児童が1か国を選択して調べるよう配慮し、様々な外国の文化を具体的に理解できるようにするとともに、我が国や諸外国の伝統や文化を尊重しようとする態度を養うこと。</p> <p>ウ イの「国際連合の働き」については、網羅的、抽象的な扱いにならないよう、ユニセフやユネスコの身近な活動を取り上げて具体的に調べるようにすること。</p> <p>イ イの「国際交流」についてはスポーツ、文化の中から、「国際協力」については教育、医学、農業などの分野で世界に貢献している事例の中から、それぞれ選択して取り上げ、国際社会における我が国の役割を具体的に考えるようにすること。</p>	<p>意味を考えるようにすること」を付加。</p> <p>■新規 「世界の人々と共に生きていくために～配慮すること」と記述。</p>
<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 単元など内容や時間のまとめを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、問題解決への見通しをもつこと、社会的事象の見方・考え方を働かせ、事象の特色や意味などを考え概念などに関する知識を獲得すること、学習の過程や成果を振り返り学んだことを活用することなど、学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること。</p> <p>(2) 各学年の目標や内容を踏まえて、事例の取り上げ方を工夫して、内容の配列や授業時数の配分などに留意して効果的な年間指導計画を作成すること。</p> <p>(3) 我が国の47都道府県の名称と位置、世界の大陸と主な海洋の名称と位置に</p>	<p>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</p> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること」「学習の問題を追究・解決する活動の充実を図ること」が明記される。
	<p>(2) 各学年において、地図や統計資料などを効果的に活用し、我が国の都道府県の</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「47都道府県の名称と位置」と「世界の

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>については、学習内容と関連付けながら、その都度、地図帳や地球儀などを使って確認するなどして、小学校卒業までに身に付け活用できるように工夫して指導すること。</p> <p>(4) 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p> <p>(5) 第1章総則の第1の2の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。</p>	<p>名称と位置を身に付けることができるよう工夫して指導すること。</p> <p>(4) 第1章総則の第1の2に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などとの関連を考慮しながら、第3章特別の教科道徳の第2に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。</p>	<p>大陸と主な海洋の名称と位置」について、地図帳や地球儀などを活用しながら、小学校卒業までに身に付け活用できるようにすることが明記された。</p>
<p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や見学、聞き取りなどの調査活動を含む具体的な体験を伴う学習やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。また、社会的事象の特色や意味、社会に見られる課題などについて、多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること。</p> <p>(2) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、情報の収集やまとめなどを行うようにすること。また、全ての学年において、地図帳を活用すること。</p> <p>(3) 博物館や資料館などの施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などについての調査活動を取り入れるようにすること。また、内容に関わる専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図ること。</p> <p>(4) 児童の発達の段階を考慮し、社会的事象については、児童の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、児童が多角的に考えたり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。</p>	<p>2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 各学校においては、地域の実態を生かし、児童が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、観察や調査・見学などの体験的な活動やそれに基づく表現活動の一層の充実を図ること。</p> <p>(3) 学校図書館や公共図書館、コンピュータなどを活用して、資料の収集・活用・整理などを行うようにすること。また、第4学年以降においては、教科用図書「地図」を活用すること。</p> <p>(2) 博物館や郷土資料館等の施設の活用を図るとともに、身近な地域及び国土の遺跡や文化財などの観察や調査を取り入れるようにすること。</p> <p>(1) 各学年の指導については、児童の発達の段階を考慮し社会的事象を公正に判断できるようにするとともに、個々の児童に社会的な見方や考え方を養われるようになること。</p>	<p>■新規 (4)で、障害のある児童などに対する指導上の配慮事項について記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・言語活動に関して、「多角的に考えたことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にしたりするなど言語活動に関わる学習を一層重視すること」と記述。 <p>▲変更 第3学年を含め、「全ての学年において、地図帳を活用すること」が明記された。</p> <p>■新規 「専門家や関係者、関係の諸機関との連携を図る」ことが明記された。</p> <p>■新規 「多様な見解のある事柄、未確定な事柄」を取り上げる際の留意点が記述された。</p>

中学校社会 学習指導要領 解説

2017.4.14

東京書籍作成（教授用資料）

1. 改訂の概要

①履修形態・授業時数

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1（指導計画の作成）の(3)には、3分野の履修形態と、それぞれの授業時数が示されている。

履修形態は従来通り、第1、第2学年を通して地理的分野と歴史的分野を並行学習し、第3学年で歴史的分野を学習した後、公民的分野を学習するという「(変型)パイ型」である。

一方で、授業時数には変更があり、
地理的分野：115単位時間（5単位時間減）
歴史的分野：135単位時間（5単位時間増）
公民的分野：100単位時間（増減なし）
となっており、社会科全体の時数に変更はない。

②「単元」のまとめを見通した指導計画

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の1の(1)には、学習指導要領改訂の趣旨が凝縮されている。

「主体的・対話的で深い学び」の実現が求められ、その具体策として「見方・考え方」を働きかせながら、課題を追究したり解決したりする活動の充実が示されている点に、その趣旨が端的に表現されている。

一方で、指導計画の作成に当たって、「単元などの内容や時間のまとめを見通して」と示されたことは、注目すべきである。資質・能力を育成する際の「主体的・対話的で深い学び」は、個別の学習活動として位置づけるのではなく、単元全体を見通して計画的に実施することが求められていることで、これまで以上に単元全体での課題設定と、その解決に向けた学習活動の必要性が増していくものと考えられる。

また、従来「適切な課題」として示されていた部分は、「社会との関わりを意識した課題」となり、現代社会の諸課題を把握し、追究・解決していくという側面が明確化されている点も特徴である。

③検定基準の反映

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」の2（内容の取扱い）については、従来の内容が、

- (1)言語活動の一層の重視
- (2)情報手段の活用と情報モラルの指導
- (3)作業的・体験的な学習の充実

の三つの観点に分けて整理・具体化されているが、新たに(4)として、「多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合」の留意事項が示された。留意事項の文言には、平成26年1月に改正された、義務教育諸学校・高等学校教科用図書検定基準の文言が使用されており、検定基準が学習指導要領に反映されることとなった。

2. 「目標」の概要

①目標の構成

「第3 指導計画の作成と内容の取扱い」と並んで、学習指導要領改訂の趣旨が明確に示されているのが、「第1 目標」として示された教科の目標と、各分野

の冒頭に示された、分野ごとの目標である。

教科・各分野の目標とも、資質・能力を育成する過程を明示した本文と、育成すべき資質・能力を具体的に三つ示した部分で構成されている。

本文は「課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。」という部分は、教科・各分野で共通である。

現代の国際社会のキーワードともいえる「グローバル化」や、「主体的に」といった文言が加えられている点にも、改訂の趣旨が表れている。

②「見方・考え方」の強調

教科と各分野の目標では、本文の冒頭に「見方・考え方を働きかせ」することが明示され、位置づけが強調されている。「見方・考え方」は、教科と各分野で異なり、教科が包括的に「社会的な見方・考え方」としているのに対して、地理的分野が「社会的事象の地理的な見方・考え方」、歴史的分野が「社会的事象の歴史的な見方・考え方」、公民的分野が「現代社会の見方・考え方」という形で書き分けられている。

③「資質・能力」の整理・具体化

育成すべき「資質・能力」については、中央教育審議会の審議のまとめにおいて「資質・能力の三つの柱」として示され、中学校学習指導要領において「第1章 総則」の「第1 中学校教育の基本と教育課程の役割」の3でも示されている、

- (1)知識及び技能が習得されるようすること。
 - (2)思考力、判断力、表現力等を育成すること。
 - (3)学びに向かう力・人間性等を涵養すること。
- という三つの柱で、整理・具体化されており、各分野の目標については、従来の四つの項目が、この三つの柱に再構成されている。

3. 「内容」の概要

①内容の構成

「第2 各分野の目標及び内容」の部分は、A・B…で示される大項目と、(1)・(2)…で示される中項目、ア・イで示される小項目に再構成された。地理的分野に関しては、中項目において並列的に細分化される内容（地域区分など）が①・②…で示されている。

②「課題の追究・解決」の強調

各分野とも、全ての中項目に「課題を追究したり解決したりする活動を通して」という文言が入っており、現代社会の諸課題と関連した、学習課題の設定と、それを追究・解決する活動が求められている。

③小項目の構成

- 各分野とも、全ての中項目が
- ア 次のような知識（及び技能）を身に付けること。
- イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

という二つの小項目に分割され、従来の内容が、知識・技能ベースと、思考力・判断力・表現力ベースで再構成されており、小項目は、従来の中項目・小項目の内容のまとめをベースに、さらに(ア)・(イ)という形で細分化されている。

④「見方・考え方」の明示

各分野とも、中項目・小項目に対応して、「…にして」という形で、「見方・考え方」が具体的に示されている。

「見方・考え方」は、地理的分野での「地域」や、公民的分野での「対立と合意」「効率と公正」のように、分野全体や、複数の中項目に共通する一般性の高いものと、学習内容との密着性が高く具体性の強いものとに分かれる。

なお、各分野の具体的な「見方・考え方」は、新旧対照表の「備考」に抜き出した太字を参照されたい。

4. 地理的分野の概要

地理的分野は、3分野の中で最も変更が大きい。これは、時数が5単位時間削減されたことによって、学習内容の整理・統合が必要になったことが一つの要因であると考えられる。

①大項目の増加（2→3）

従来は世界と日本の二つに分かれていた大項目が、A 世界と日本の地域構成 B 世界の様々な地域 C 日本の様々な地域 の三つに再編された。

Aについては、従来の世界と日本の大項目の冒頭にあった、それぞれの「地域構成」の中項目を統合して、大項目となった。

②「地域の調査」の統合

従来は世界と日本で、「世界の様々な地域の調査」「身近な地域の調査」の二つの中項目に分かれていた「地域の調査」が、「C 日本の様々な地域」の大項目に統合され、「(1) 地域調査の手法」「(4) 地域の在り方」の二つの中項目に再編された。

いずれの中項目も、内容の取扱いで「学校所在地」が意識されていることから、ここでいう「地域」は「身近な地域」が想定されていると考えられる。

「(4) 地域の在り方」は、学習指導要領上は最後に位置づいているが、内容の取扱いでは、「(1) 地域調査の手法」や「(3) 日本の諸地域」の学校所在地を含む地域と結び付けて扱うことが許容されているため、従来と同様に、学習の時期は柔軟に設定できるようになっている。

また、単に「調査」ではなく「在り方」という中項目名になっていることから、(身近な) 地域に見られる課題を把握し、解決に向けて考察・構想するという、社会参画を企図した学習活動の充実が求められていると考えられる。

③「中核となる考察の仕方」の整理・削減

従来の「日本の諸地域」では、「中核となる考察の仕方」が七つ（自然環境、歴史的背景、産業、環境問題や環境保全、人口や都市・村落、生活・文化、他地域との結び付き）示されていたが、五つに減って、①

自然環境、②人口や都市・村落、③産業、④交通や通信、⑤その他に整理された。

内容の取扱いでは、地域区分の仕方は、従来通り具体的に示されず、①から④の考察の仕方は、少なくとも一度は取り扱うこと、⑤は、地域に応じて適宜設定することとされているため、「地域区分」と「考察の仕方」の組み合わせの自由度が高まったという見方もできる。

④「時差」と「日本の地域区分」の学習位置の移動

内容の取扱いでは、大項目A・B・Cはこの順序で扱うことが示されているため、現行学習指導要領では第1学年の終わりから第2学年の初めて学習する「時差」が、再び第1学年の初めに戻ることとなった。

また、従来は「日本の地域構成」の部分にあった「日本の地域区分」が「地域的特色」の部分に移動し、「(2) 日本の地域的特色と地域区分」となった。

⑤「領域をめぐる問題」の明示

内容の取扱いでは、従来「北方領土が我が国固有の領土であることなど」という形で示されていた「領域をめぐる問題」の記述に「竹島」が加わり、「尖閣諸島」については、「領土問題は存在しないことも扱うこと」も明示された。

5. 歴史的分野の特色

歴史的分野の変更は小幅であり、内容で示されている「最終地点」も従来同様「冷戦の終結」までだが、内容の取扱いでは、「民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題への対応などを取り扱い」という形で、「現代社会の諸課題」への対応が明示されている。

①内容項目の位置づけの変更

大項目が、
A 歴史との対話
B 近世までの日本とアジア
C 近現代の日本と世界

の三つに再編され、通史学習の大項目が、前近代と近現代の二つになった。これに伴い、従来大項目だった各時代は、中項目として位置づけられた。

従来の大項目「(1) 歴史のとらえ方」は、「A 歴史との対話」となり、中項目として位置づいていた、「時代を大観して表現する活動」は、各時代（中項目）の小項目の、「思考力、判断力、表現力」の部分に、それぞれ加えられ、現代には、現在と未来の日本や世界の在り方について考察、構想し表現する、歴史学習の総括的な内容が位置付けられた。

②中世の再編

従来、政治・国際関係と経済・社会・文化で、大きく二分されていた中世が、
(ア)武家政治の成立とユーラシアの交流
(イ)武家政治の展開と東アジアの動き
(ウ)民衆の成長と新たな文化の形成
の三つに再構成され、モンゴル帝国の襲来の背景としてのユーラシアの変化が加えられた。

また、近世の内容に位置づいていた「戦国の動乱」が、中世の内容の取扱いで、「『応仁の乱後の社会的な変動』については、戦国の動乱も取り扱うようにすること」という形で、中世で扱うことが明示された。

③「見方・考え方」の特色

歴史的分野で示された「見方・考え方」は、特に通史部分については、「農耕の広まりや生産技術の発展」「議会政治や外交の展開」など、各時代の学習内容との密着性が高いものが多いが、「発展」「展開」という語句レベルに着目すれば、「変化」「影響」なども含めて、一般性が高いものも多い。

また、「A 歴史との対話」で示されている「時代や年代」「推移」「現在の私たちとのつながり」については、内容の取扱いで、「内容のB以下の学習と関わらせて、事象相互の関連などにも留意し、それぞれの時代でこれらに着目して考察することが大切であることに気付かせること」とされ、歴史学習全体に通底する「見方・考え方」ととらえることができる。

通史学習の部分で、各時代の小項目の、「思考力、判断力、表現力」の部分に、共通で「事象を相互に関連づけるなどして」と示されているのも、これを受けたものととらえられる。

④「主権者教育」への対応

「18歳選挙権」などを受けた「主権者教育」への対応として、内容の取扱いで、政治の来歴の観点から扱うべき事項が明示された。

具体的には、古代の「世界の古代文明」の部分で、「ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと」と示され、現代の戦後の民主化の部分で、「男女普通選挙の確立」を取り扱うことが示されている。

⑤「世界史」の充実

「グローバル化」などへの対応や、高等学校での学習への円滑な接続を企図した、世界史の学習の充実が見られる。

具体的には、先述の、「ギリシャ・ローマの文明」の扱いや、内容の取扱いで具体的に示された、ヨーロッパ人来航の背景としての「ムスリム商人の役割と世界の結び付き」の扱いなどが挙げられる。

⑥「領域をめぐる問題」の明示

近代の「富国強兵・殖産興業政策」の内容の取扱いでは、従来通り新政府が行った政策として「領土の画定」が示されているが、ここに、「その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れる」と示され、「領域をめぐる問題」の歴史的な背景の取扱いが明確化された。

⑦用語の併記

聖徳太子について、記紀では「厩戸皇子」と表記されたことに触れるように求めるなど、歴史学研究上の用語が、内容や内容の取扱いに反映・併記された。主な用語は、以下の通り（〔〕は従来の学習指導要領の用語）

大和朝廷（大和政権）〔大和朝廷〕

元寇（モンゴル帝国の襲来）〔元寇〕

6. 公民的分野の特色

公民的分野の変更は、3分野の中で最も小さく、大項目・中項目の順序や項目名、各項目で取り扱う内容にはほとんど変更がないが、内容の取扱いを中心に、現代社会の諸課題を受けた変更が見られる。

①「見方・考え方」の特色

公民的分野で示されている「見方・考え方」は、分野全体に共通した一般性が高いものと、大項目に共通した学習内容との密着性が高いものとに分かれる。

「A 私たちと現代社会」に示された「位置や空間的な広がり」や「推移や変化」は、地理的分野や歴史的分野での学習を踏まえたものととらえられるが、

「(2) 現代社会を捉える枠組み」で示された「対立と合意」「効率と公正」は、「現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組み」という位置づけで、公民的分野全体を貫く「見方・考え方」として、経済・政治・国際の各大項目でも示されている。

大項目で共通の「見方・考え方」として、経済では「分業と交換」「希少性」が、政治では「個人の尊重と法の支配」「民主主義」が、国際では「協調」「持続可能性」が、それぞれ示されている。

また、従来同様、内容の取扱いに「社会科のまとめ」として位置づけることが示されている「より良い社会を目指して」には、地理的分野・歴史的分野で習得・活用してきた「見方・考え方」も全て包含する形で、教科の目標に示されている「社会的な見方・考え方」を働かせることが求められている。

②「現代社会の諸課題」への対応

社会科全体として、現代社会の諸課題を把握し、追究・解決していくという側面が明確化されている点を受けて、「現代社会の見方・考え方」を働かせることが求められる公民的分野においては、内容の取扱いで、具体的な内容が明示されている。

冒頭の現代社会の大項目の内容の取扱いでは、従来同様に現代社会の特色として示されている「情報化」について「人工知能の急速な進化」や「防災情報の発信・活用」が具体的な事例として示されている。

また、経済の大項目の内容の取扱いでは、「職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」の部分で、「仕事と生活の調和の観点から労働保護立法についても触れること」と示され、近年の「働き方改革」の流れを受けた「ワーク・ライフ・バランス」の考え方方が反映されている。

こうした現代社会の諸課題の把握や追究・解決の過程については、内容の取扱いの冒頭で、「合意形成や社会参画を視野に入れながら、…妥当性や効果、実現可能性などを踏まえて表現できるよう指導すること」という形で、実際の社会の中で、課題を解決する主体として構想することの重要性が示されており、追究・解決の過程で、専門家や関係諸機関との連携・協働の必要性が示されている点も特徴的である。

③「領域をめぐる問題」の明示

国際の大項目の内容には、基本的事項として「領域」や「国家主権」の理解が明示され、内容の取扱いでは、領域と国家主権を関連させて扱うことも明示されている。

また、地理的分野や歴史的分野と同様に、「領域をめぐる問題」についても、竹島や北方領土に問題が存在していることや、平和的な手段で解決の努力をしていること、尖閣諸島には問題が存在しないことを扱うことが明示された。

以上

中学校社会 学習指導要領 新旧対照表

2017.4.14

◆〇〇〇〇：目標・内容項目に位置づけられた「見方・考え方」

(下線は東京書籍による)

新	現 行 (平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
第1 目標 <u>社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) 我が国の国土と歴史、現代の政治、経済、国際関係等について理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようとする。 (2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。 (3) 社会的事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の国土や歴史に対する愛情、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、他国や他の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。	第1 目標 広い視野に立って、社会に対する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。	・資質・能力を育成する過程を「社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して」と明示。 ・「グローバル化」「主体的に」を追加。 ・育成する「資質・能力」を、 (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力等 (3)学びに向かう力・人間性等の三つの柱で整理・具体化。
第2 各分野の目標及び内容 [地理的分野] 1 目標 <u>社会的事象の地理的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</u> (1) 我が国の国土及び世界の諸地域に関して、地域の諸事象や地域的特色を理解するとともに、調査や諸資料から地理に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようとする。	第2 各分野の目標及び内容 [地理的分野] 1 目標 (1) 日本や世界の地理的事象に対する関心を高め、広い視野に立って我が国の国土及び世界の諸地域の地域的特色を考察し理解させ、地理的な見方や考え方の基礎を培い、我が国の国土及び世界の諸地域に関する地理的認識を養う。 (2) 日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえ、それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる。 (3) 小大様々な地域から成り立っている日本や世界の諸地域を比較し関連付け	・「社会的事象の地理的な見方・考え方」を働かせることを明示。 ・従来の四つの目標を、 (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力等 (3)学びに向かう力・人間性等の三つの「資質・能力」で再構成。

新	現 行(平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>(2) 地理に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、位置や分布、場所、人間と自然環境との相互依存関係、空間的相互依存作用、地域などに着目して、多面的・多角的に考察したり、地理的な課題の解決に向けて公正に選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。</p> <p>(3) 日本や世界の地域に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野にそこで見られる課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が國の国土に対する愛情、世界の諸地域の多様な生活文化を尊重しようとすることの大切さについての自覚などを深める。</p>	<p>て考察し、それらの地域は相互に関係し合っていることや各地域の特色には地方的特殊性と一般的共通性があること、また、それらは諸条件の変化などに伴って変容していることを理解させる。</p> <p>(4) 地域調査など具体的な活動を通して地理的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に選択、活用して地理的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力や態度を育てる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆位置や分布 ◆場所 ◆人間と自然環境との相互依存関係 ◆空間的相互依存作用 ◆地域 <ul style="list-style-type: none"> ・「国土に対する愛情」と「多様な生活文化の尊重」の大切さの自覚を追加。
<h2>2 内 容</h2> <p>A 世界と日本の地域構成</p> <p>(1) 地域構成</p> <p>次の①と②の地域構成を取り上げ、位置や分布などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>①世界の地域構成</p> <p>②日本の地域構成</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置などを基に、世界の地域構成を大観し理解すること。</p> <p>(イ) 我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の範囲や変化とその特色などを基に、日本の地域構成を大観し理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 世界の地域構成の特色を、大陸と海洋の分布や主な国々の位置、緯度や経度などに着目して多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(イ) 日本の地域構成の特色を、周辺の海洋の広がりや国土を構成する島々の位置などに着目して多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>	<h2>2 内 容</h2> <p>(1) 世界の様々な地域</p> <p>ア 世界の地域構成</p> <p>地球儀や世界地図を活用し、緯度と経度、大陸と海洋の分布、主な国々の名称と位置、地域区分などを取り上げ、世界の地域構成を大観させる。</p> <p>(2) 日本の様々な地域</p> <p>ア 日本の地域構成</p> <p>地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。</p> <p>・「時差」の学習が、第1学年に移動(復帰)。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆大陸と海洋の分布 ◆主な国々の位置 ◆緯度や経度 ◆周辺の海洋の広がり ◆国土を構成する島々の位置 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界と日本とに分かれていた「地域構成」の中項目を統合し、大項目化。 ◆位置や分布 <ul style="list-style-type: none"> ・世界と日本とに分かれていた「地域構成」の中項目を統合し、大項目化。 ・「時差」の学習が、第1学年に移動(復帰)。

新	現 行 (平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>B 世界の様々な地域</p> <p>(1) 世界各地の人々の生活と環境</p> <p>場所や人間と自然環境との相互依存関係などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 人々の生活は、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件から影響を受けたり、その場所の自然及び社会的条件に影響を与えていたりすることを理解すること。</p> <p>(イ) 世界各地における人々の生活やその変容を基に、世界の人々の生活や環境の多様性を理解すること。その際、世界の主な宗教の分布についても理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 世界各地における人々の生活の特色やその変容の理由を、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件などに着目して多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 世界の諸地域</p> <p>次の①から⑥までの各州を取り上げ、空間的相互依存作用や地域などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>① アジア ② ヨーロッパ ③ アフリカ ④ 北アメリカ ⑤ 南アメリカ ⑥ オセアニア</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) <u>世界各地で顕在化している地球的課題</u>は、それが見られる地域の地域的特色の影響を受けて、現れ方が異なることを理解すること。</p> <p>(イ) ①から⑥までの世界の各州に暮らす人々の生活を基に、各州の地域的特色を大観し理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p>	<p>イ 世界各地の人々の生活と環境</p> <p>世界各地における人々の生活の様子とその変容について、自然及び社会的条件と関連付けて考察させ、世界の人々の生活や環境の多様性を理解させる。</p> <p>ウ 世界の諸地域</p> <p>世界の諸地域について、以下の(ア)から(カ)の各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、それを基に主題を設けて、それぞれの州の地域的特色を理解させる。</p> <p>(ア) アジア (イ) ヨーロッパ (ウ) アフリカ (エ) 北アメリカ (オ) 南アメリカ (カ) オセアニア</p>	<p>◆場所 ◆人間と自然環境との相互依存関係</p> <p>◆自然及び社会的条件</p> <p>◆空間的相互依存作用 ◆地域</p> <p>・「世界各地で顕在化している地球的課題」を扱うことを明示。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>(ア) ①から⑥までの世界の各州において、地域で見られる地理的課題の要因や影響を、<u>州という地域の広がりや地域内の結び付き</u>などに着目して、それらの地域的特色と関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>C 日本の様々な地域</p> <p>(1) 地域調査の手法</p> <p>場所などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 観察や野外調査、文献調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方の基礎を理解すること。</p> <p>(イ) 地形図や主題図の読図、目的や用途に適した地図の作成などの地理的な技能を身に付けること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 地域調査において、<u>対象となる場所の特徴</u>などに着目して、適切な主題や調査、まとめとなるように、調査の手法やその結果を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 日本の地域的特色と地域区分</p> <p>次の①から④までの項目を取り上げ、分布や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>① 自然環境 ② 人口 ③ 資源・エネルギーと産業 ④ 交通・通信</p> <p>ア 次のような知識及び技能を身に付けること。</p> <p>(ア) 日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色、自然災害と防災への取組などを基に、日本の自然環境に関する特色を理解すること。</p> <p>(イ) 少子高齢化の課題、国内の人口分布や過疎・過密問題などを基に、</p>	<p>エ 世界の様々な地域の調査</p> <p>世界の諸地域に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる地理的事象を取り上げ、様々な地域又は国の地域的特色をとらえる適切な主題を設けて追究し、世界の地理的認識を深めさせるとともに、世界の様々な地域又は国の調査を行う際の視点や方法を身に付けさせる。</p> <p>(2) 日本の様々な地域</p> <p>ア 日本の地域構成</p> <p>地球儀や地図を活用し、我が国の国土の位置、世界各地との時差、領域の特色と変化、地域区分などを取り上げ、日本の地域構成を大観させる。(再掲)</p> <p>イ 世界と比べた日本の地域的特色</p> <p>世界的視野や日本全体の視野から見た日本の地域的特色を取り上げ、我が国の国土の特色を様々な面から大観させる。</p> <p>(ア) 自然環境</p> <p>世界的視野から日本の地形や気候の特色、海洋に囲まれた日本の国土の特色を理解させるとともに、国内の地形や気候の特色、自然災害と防災への努力を取り上げ、日本の自然環境に関する特色を大観させる。</p>	<p>◆州という地域の広がり ◆地域内の結び付き</p> <p>・「世界の様々な地域の調査」と「身近な地域の調査」を、日本の大項目内にまとめ、「(1) 地域調査の手法」と「(4) 地域の在り方」の二つの中項目に再編。</p> <p>◆場所</p> <p>◆対象となる場所の特徴</p> <p>◆分布 ◆地域</p>
		<p>中学校社会—東京書籍作成（教授用資料）—</p> <p style="text-align: center;">—4—</p>

新	現 行(平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>日本の人口に関する特色を理解すること。</p> <p>(イ) 日本の資源・エネルギー利用の現状、国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題などを基に、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を理解すること。</p> <p>(ロ) 国内や日本と世界との交通・通信網の整備状況、これを活用した陸上、海上輸送などの物流や人の往来などを基に、国内各地の結び付きや日本と世界との結び付きの特色を理解すること。</p> <p>(オ) ①から④までの項目に基づく地域区分を踏まえ、我が国の国土の特色を大観し理解すること。</p> <p>(カ) 日本や国内地域に関する各種の主題図や資料を基に、地域区分をする技能を身に付けること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) ①から④までの項目について、それぞれの地域区分を、<u>地域の共通点や差異、分布</u>などに着目して、多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(イ) 日本の地域的特色を、①から④までの項目に基づく<u>地域区分</u>などに着目して、それらを関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(3) 日本の諸地域</p> <p>次の①から⑤までの考察の仕方を基にして、<u>空間的相互依存作用</u>や<u>地域</u>などに着目して、主題を設けて課題を追究したり解決したりする活動を通して、以下のア及びイの事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>① 自然環境を中心とした考察の仕方 ② 人口や都市・村落を中心とした考察の仕方 ③ 産業を中心とした考察の仕方 ④ 交通や通信を中心とした考察の仕方 ⑤ その他の事象を中心とした考察の仕方</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 幾つかに区分した日本のそれぞ</p>	<p>(イ) 人口 世界的視野から日本の人口と人口密度、少子高齢化の課題を理解させるとともに、国内の人口分布、過疎・過密問題を取り上げ、日本の人口に関する特色を大観させる。</p> <p>(イ) 資源・エネルギーと産業 世界的視野から日本の資源・エネルギーの消費の現状を理解させるとともに、国内の産業の動向、環境やエネルギーに関する課題を取り上げ、日本の資源・エネルギーと産業に関する特色を大観させる。</p> <p>(ロ) 地域間の結び付き 世界的視野から日本と世界との交通・通信網の発達の様子や物流を理解させるとともに、国内の交通・通信網の整備状況を取り上げ、日本と世界の結び付きや国内各地の結び付きの特色を大観させる。</p> <p>◆地域の共通点や差異 ◆分布</p> <p>◆地域区分</p> <p>ウ 日本の諸地域 日本を幾つかの地域に区分し、それぞれの地域について、以下の(ア)から(キ)で示した考察の仕方を基にして、地域的特色をとらえさせる。</p> <p>(ア) 自然環境を中心とした考察 地域の地形や気候などの自然環境に関する特色ある事象を中心として、それを人々の生活や産業などと関連付け、自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係をもつていてことや、地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。</p> <p>(イ) 歴史的背景を中心とした考察 地域の産業、文化の歴史的背景や開発の歴史に関する特色ある事柄を</p>	<p>備考</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国土の特色の大観」をまとめた項目と、「地域区分をする技能」を「地域構成」から分離した項目を設置。 <p>◆中核となる考察の仕方」を七つから五つに整理・削減。</p> <p>◆空間的相互依存作用 ◆地域</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>れの地域について、その地域的特色や地域の課題を理解すること。</p> <p>(イ) ①から⑤までの考察の仕方で取り上げた特色ある事象と、それに関連する他の事象や、そこで生ずる課題を理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 日本の諸地域において、それぞれ①から⑤まで扱う中核となる事象の成立条件を、<u>地域の広がりや地域内の結び付き、人々の対応</u>などに着目して、他の事象やそこで生ずる課題と有機的に関連付けて多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>	<p>中核として、それを国内外の他地域との結び付きや自然環境などと関連付け、地域の地理的事象の形成や特色に歴史的背景がかかわっていることなどについて考える。</p> <p>(ウ) 産業を中核とした考察 地域の農業や工業などの産業に関する特色ある事象を中核として、それを成立させている地理的諸条件と関連付け、地域に果たす産業の役割やその動向は他の事象との関連で変化するものであることなどについて考える。</p> <p>(エ) 環境問題や環境保全を中核とした考察 地域の環境問題や環境保全の取組を中心として、それを産業や地域開発の動向、人々の生活などと関連付け、持続可能な社会の構築のために地域における環境保全の取組が大切であることなどについて考える。</p> <p>(オ) 人口や都市・村落を中心とした考察 地域の人口の分布や動態、都市・村落の立地や機能に関する特色ある事象を中心として、それを人々の生活や産業などと関連付け、過疎・過密問題の解決が地域の課題となっていることなどについて考える。</p> <p>(カ) 生活・文化を中心とした考察 地域の伝統的な生活・文化に関する特色ある事象を中心として、それを自然環境や歴史的背景、他地域との交流などと関連付け、近年の都市化や国際化によって地域の伝統的な生活・文化が変容していることなどについて考える。</p> <p>(キ) 他地域との結び付きを中心とした考察 地域の交通・通信網に関する特色ある事象を中心として、それを物資や人々の移動の特色や変化などと関連付け、世界や日本の他の地域との結び付きの影響を受けながら地域は変容していることなどについて考える。</p>	<p>◆地域の広がり ◆地域内の結び付き ◆人々の対応</p>
(4) 地域の在り方	エ 身近な地域の調査	「世界の様々な地域の

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>空間的相互依存作用や地域などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 地域の実態や課題解決のための取組を理解すること。</p> <p>(イ) 地域的な課題の解決に向けて考察、構想したことを適切に説明、議論しまとめる手法について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 地域の在り方を、<u>地域の結び付き</u>や<u>地域の変容</u>、<u>持続可能性</u>などに着目し、そこで見られる地理的な課題について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p>	<p>身近な地域における諸事象を取り上げ、観察や調査などの活動を行い、生徒が生活している土地に対する理解と関心を深めて地域の課題を見いだし、地域社会の形成に参画しその発展に努力しようとする態度を養うとともに、市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を身に付けさせる。</p>	<p>「調査」と「身近な地域の調査」を、日本の大項目内にまとめ、「(1) 地域調査の手法」と「(4) 地域の在り方」の二つの中項目に再編。</p> <p>◆空間的相互依存作用 ◆地域</p>
<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容のA、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習成果を生かすこと。</p> <p>(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 世界や日本の場所や地域の特色には、一般的共通性と地方的特殊性があり、また、地域に見られる諸事象は、その地域の規模の違いによって現れ方が異なることに留意すること。</p> <p>イ 地図の読み取り、地図や作図、景観写真の読み取り、地域に関する情報の収集や処理などの地理的技能を身に付けるに当たっては、系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用すること。</p> <p>ウ 学習で取り上げる地域や国については、各項目間の調整を図り、一部の地域に偏ることのないようにすること。</p> <p>エ 地域の特色や変化を捉えるに当たっては、歴史的分野との連携を踏まえ、歴史的背景に留意して地域的特色を追究するよう工夫するとともに、公</p>	<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の(1)及び(2)については、この順序で取り扱うものとする。</p> <p>(2) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(2) 日本や世界の地域の諸事象を位置や空間的な広がりとのかかわりでとらえ、それを地域の規模に応じて環境条件や人間の営みなどと関連付けて考察し、地域的特色や地域の課題をとらえさせる。(再掲)</p> <p>ア 地理的な見方や考え方及び地図の読み取り、地図や作図、景観写真の読み取りなど地理的技能を身に付けることができるよう系統性に留意して計画的に指導すること。その際、教科用図書「地図」を十分に活用すること。また、地域に関する情報の収集、処理に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用するなどの工夫をすること。</p> <p>イ 学習で取り上げる地域や国については、各項目間の調整を図り、一部の地域に偏ることのないようにすること。</p> <p>ウ 地域の特色や変化をとらえるに当たっては、歴史的分野との連携を踏まえ、歴史的背景に留意して地域的特色を追究するよう工夫すると</p>	<p>◆地域の結び付き ◆地域の変容 ◆持続可能性</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>民的分野との関連にも配慮すること。</p> <p>オ 地域的特色を追究する過程で生物や地学的な事象などを取り上げる際には、地域的特色を捉える上で必要な範囲にとどめること。</p> <p>(3) 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(ア) 日本の地域構成を扱う際には、都道府県の名称と位置のほかに都道府県庁所在地名も取り上げること。</p> <p>(イ) 「領域の範囲や変化とその特色」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、<u>竹島や北方領土が我が国固有の領土であることなど、我が国</u>の領域をめぐる問題も取り上げるようにすること。その際、<u>尖閣諸島については我が国固有の領土であり、領土問題は存在しないことも扱うこと。</u></p> <p>(ウ) 地球儀や地図を積極的に活用し、学習全体を通して、大まかに世界地図や日本地図を描けるようにすること。</p> <p>(4) 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)については、世界各地の人々の生活の特色やその変容の理由と、その生活が営まれる場所の自然及び社会的条件との関係を考察するに当たって、衣食住の特色や、生活と宗教との関わりなどを取り上げるようにすること。</p> <p>イ (2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(ア) 州ごとに設ける主題については、各州に暮らす人々の生活の様子を的確に把握できる事象を取り上</p>	<p>ともに、公民的分野との関連にも配慮すること。</p> <p>エ 地域的特色を追究する過程で生物や地学的な事象などを取り上げる際には、地域的特色をとらえる上で必要な範囲にとどめること。</p> <p>(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アについては、次のとおり取り扱うものとすること。</p> <p>(イ) 日本の地域区分を扱う際には、都道府県の名称と位置のほかに都道府県庁所在地名も取り上げること。</p> <p>(ア) 「領域の特色と変化」については、我が国の海洋国家としての特色を取り上げるとともに、<u>北方領土が我が国固有の領土であることなど、我が国</u>の領域をめぐる問題にも着目させるようすること。</p> <p>(3) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アについては、学習全体を通して、大まかに世界地図を描けるようにすること。</p> <p>(4) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アについては、次のとおり取り扱うものとすること。</p> <p>(ウ) 学習全体を通して、大まかに日本地図を描けるようにすること。</p> <p>(3) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ イについては、世界各地の人々の生活の様子を考察するに当たって、衣食住の特色や、生活と宗教とのかかわりなどに着目させるようすること。その際、世界の主な宗教の分布について理解させること。</p> <p>ウ ウについては、州ごとに様々な面から地域的特色を大観させ、その上で主題を設けて地域的特色を理解させ</p>	<p>・北方領土だけでなく、竹島に領域をめぐる問題があること、尖閣諸島には領土問題は存在しないことを扱うように明示。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>げるとともに、そこで特徴的に見られる地球的課題と関連付けて取り上げること。</p> <p>(イ) 取り上げる地球的課題については、地域間の共通性に気付き、我が国の国土の認識を深め、持続可能な社会づくりを考える上で効果的であるという観点から設定すること。また、州ごとに異なるものとなるようすること。</p> <p>(5) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(7) 地域調査に当たっては、対象地域は学校周辺とし、主題は学校所在地の事情を踏まえて、防災、人口の偏在、産業の変容、交通の発達などの事象から適切に設定し、観察や調査を指導計画に位置付けて実施すること。なお、学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習や、Cの(4)と結び付けて扱うことができること。</p> <p>(イ) 様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、課題の追究に当たり、例えば、防災に関わり危険を予測したり、人口の偏在に関わり人口動態を推測したりする際には、縮尺の大きな地図や統計その他の資料を含む地理空間情報を適切に取り扱い、その活用の技能を高めるようにすること。</p> <p>イ (2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(ア) ①から④までで示した日本の地域的特色については、系統的に理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。</p> <p>(イ) 地域区分に際しては、日本の地域的特色を見いだしやすくなるようにそれぞれ適切な数で区分すること。</p>	<p>るようのこと。その際、主題については、州の地域的特色が明確となり、かつ我が国の国土の認識を深める上で効果的であるという観点から設定すること。また、州ごとに異なるものとなるようすること。</p> <p>エ エについては、様々な資料を的確に読み取ったり、地図を有効に活用して事象を説明したりするなどの作業的な学習活動を取り入れること。また、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。</p> <p>イ イの(ア)から(イ)で示した日本の地域的特色については、指導に当たって内容の(1)の学習成果を生かすとともに、日本の諸地域の特色について理解を深めるための基本的な事柄で構成すること。</p>	

新	現 行(平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>ウ (3)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(ア) 日本の諸地域については、国内を幾つかの地域に区分して取り上げることとし、その地域区分は、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。</p> <p>(イ) 学習する地域ごとに①から⑤までの考察の仕方を一つ選択することとし、①から④までの考察の仕方は、少なくとも1度は取り扱うこと。また、⑤の考察の仕方は、様々な事象や事柄の中から、取り上げる地域に応じた適切なものを適宜設定すること。</p> <p>(ウ) 地域の考察に当たっては、そこに暮らす人々の生活・文化、地域の伝統や歴史的な背景、地域の持続可能な社会づくりを踏まえた視点に留意すること。</p> <p>エ (4)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(ア) 取り上げる地域や課題については、各学校において具体的に地域の在り方を考察できるような、適切な規模の地域や適切な課題を取り上げること。</p> <p>(イ) 学習の効果を高めることができる場合には、内容のCの(1)の学習や、Cの(3)の中の学校所在地を含む地域の学習と結び付けて扱うことができる。</p> <p>(ウ) 考察、構想、表現する際には、学習対象の地域と類似の課題が見られる他の地域と比較したり、関連付けたりするなど、具体的に学習を進めること。</p> <p>(エ) 観察や調査の結果をまとめる際には、地図や諸資料を有効に活用して事象を説明したり、自分の解釈を加えて論述したり、意見交換したりするなどの学習活動を充実させること。</p>	<p>ウ については、次のとおり取り扱うこと。</p> <p>(ア) 地域区分については、指導の観点や学校所在地の事情などを考慮して適切に決めること。</p> <p>(イ) 指導に当たっては、地域の特色ある事象や事柄を中核として、それを他の事象と有機的に関連付けて、地域的特色を追究するようにすること。</p> <p>(ウ) (ア)から(キ)の考察の仕方については、学習する地域ごとに一つ選択すること。また、ウの学習全体を通してすべて取り扱うこと。</p>	
<p>〔歴史的分野〕</p> <p>1 目標</p> <p><u>社会的事象の歴史的な見方・考え方を働きかせ、課題を追究したり解決したりす</u></p>	<p>〔歴史的分野〕</p> <p>1 目標</p> <p>(1) 歴史的事象に対する関心を高め、我が国歴史の大きな流れを、世界の歴</p>	・「社会的事象の歴史的な見方・考え方」を

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>る活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 我が国の歴史の大きな流れを、世界の歴史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解するとともに、諸資料から歴史に関する様々な情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 歴史に関わる事象の意味や意義、伝統と文化の特色などを、<u>時期や年代、推移、比較、相互の関連や現在とのつながり</u>などに着目して多面的・多角的に考察したり、歴史に見られる課題を把握し複数の立場や意見を踏まえて公正に選択・判断したりする力、思考・判断したことを説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。</p> <p>(3) 歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野にそこで見られる課題を主体的に追究、解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される我が国の歴史に対する愛情、国民としての自覚、国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を尊重しようとすることの大切さについての自覚などを深め、国際協調の精神を養う。</p>	<p>史を背景に、各時代の特色を踏まえて理解させ、それを通じて我が国の伝統と文化の特色を広い視野に立って考えさせるとともに、我が国の歴史に対する愛情を深め、国民としての自覚を育てる。</p> <p>(2) 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産を、その時代や地域との関連において理解させ、尊重する態度を育てる。</p> <p>(3) 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに关心をもたせ、国際協調の精神を養う。</p> <p>(4) 身近な地域の歴史や具体的な事象の学習を通して歴史に対する興味・関心を高め、様々な資料を活用して歴史的事象を多面的・多角的に考察し公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。</p>	<p>働きかることを明示。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来の四つの目標を、 <ul style="list-style-type: none"> (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力等 (3)学びに向かう力・人間性等 の三つの「資質・能力」で再構成。 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の目標にあった、歴史や文化の相互の関連の部分を、内容の取扱いに移動。 <p>◆時期や年代 ◆推移 ◆比較 ◆相互の関連 ◆現在とのつながり</p>

2 内 容

A 歴史との対話

(1) 私たちと歴史

課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 年代の表し方や時代区分の意味や意義についての基本的な内容を理解すること。

(イ) 資料から歴史に関わる情報を読み取ったり、年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

2 内 容

(1) 歴史のとらえ方

ア 我が国の歴史上の人物や出来事などについて調べたり考えたりするなどの活動を通して、時代の区分やその移り変わりに気付かせ、歴史を学ぶ意欲を高めるとともに、年代の表し方や時代区分についての基本的な内容を理解させる。

- ・大項目を三つにまとめ、通史学習は「前近代」「近現代」の二つに再編。
- ・大項目だった各時代が中項目に位置づけられる。

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>(7) <u>時期や年代、推移、現在の私たちとのつながり</u>などに着目して、小学校での学習を踏まえて歴史上の人物や文化財、出来事などから適切なものを取り上げ、時代区分との関わりなどについて考察し表現すること。</p> <p>(2) 身近な地域の歴史 課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識及び技能を身に付けること。 (ア) 自らが生活する地域や受け継がれてきた伝統や文化への関心をもって、具体的な事柄との関わりの中で、地域の歴史について調べたり、収集した情報を年表などにまとめたりするなどの技能を身に付けること。 イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。 (ア) <u>比較や関連、時代的な背景や地域的な環境、歴史と私たちとのつながり</u>などに着目して、地域に残る文化財や諸資料を活用して、身近な地域の歴史的な特徴を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>		<p>◆時期や年代 ◆推移 ◆現在の私たちとのつながり</p>
<p>イ 身近な地域の歴史を調べる活動を通して、地域への関心を高め、地域の具体的な事柄とのかかわりの中で我が国の歴史を理解させるとともに、受け継がれてきた伝統や文化への関心を高め、歴史の学び方を身に付けさせる。</p> <p>ウ <u>学習した内容を活用してその時代を大観し表現する活動を通して、各時代の特色をとらえさせる。</u></p>		<p>◆比較や関連 ◆時代的な背景や地域的な環境 ◆歴史と私たちとのつながり</p> <p>・「時代を大観し表現する活動」は、各時代の小項目にそれぞれ位置づけられる。</p>
<p>B 近世までの日本とアジア (1) 古代までの日本 課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。 (ア) 世界の古代文明や宗教のおこり 世界の古代文明や宗教のおこりを基に、世界の各地で文明が築かれたことを理解すること。 (イ) 日本列島における国家形成 日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、<u>大和朝廷（大和政権）</u>による統一の様子と東アジアとの関わりなどを基に、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解させる。</p>	<p>(2) 古代までの日本</p>	<p>ア 世界の古代文明や宗教のおこり、日本列島における農耕の広まりと生活の変化や当時の人々の信仰、<u>大和朝廷</u>による統一と東アジアとのかかわりなどを通して、世界の各地で文明が築かれ、東アジアの文明の影響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解させる。</p> <p>・「大和政権」を併記。</p>

新	現 行（平成 20 年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>響を受けながら我が国で国家が形成されていったことを理解すること。</p> <p>(カ) <u>律令国家の形成</u> 律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを基に、東アジアの文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族による政治が展開したことを理解すること。</p> <p>(エ) 古代の文化と東アジアとの関わり 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを基に、国際的な要素をもった文化が栄え、それらを基礎としながら文化の國風化が進んだことを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 古代文明や宗教が起こった場所や環境、農耕の広まりや生産技術の発展、東アジアとの接触や交流と政治や文化の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(エ)までについて古代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(イ) 古代までの日本を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>	<p>イ 律令国家の確立に至るまでの過程、摂関政治などを通して、大陸の文物や制度を積極的に取り入れながら国家の仕組みが整えられ、その後、天皇や貴族の政治が展開したことを理解させる。</p> <p>ウ 仏教の伝来とその影響、仮名文字の成立などを通して、国際的な要素をもつた文化が栄え、後に文化の國風化が進んだことを理解させる。</p>	<p>◆古代文明や宗教が起こった場所や環境 ◆農耕の広まりや生産技術の発展 ◆東アジアとの接触や交流と政治や文化の変化</p>

新	現 行(平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>(2) 中世の日本</p> <p>課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 武家政治の成立とユーラシアの交流</p> <p>鎌倉幕府の成立、元寇(モンゴル帝国の襲来)などを基に、武士が台頭して主従の結び付きや武力を背景とした武家政権が成立し、その支配が広まつたこと、元寇がユーラシアの変化の中で起こつたことを理解すること。</p> <p>(イ) 武家政治の展開と東アジアの動き</p> <p>南北朝の争乱と室町幕府、日明貿易、琉球の国際的な役割などを基に、武家政治の展開とともに、東アジア世界との密接な関わりが見られたことを理解すること。</p> <p>(ウ) 民衆の成長と新たな文化の形成</p> <p>農業など諸産業の発達、畿内を中心とした都市や農村における自治的な仕組みの成立、武士や民衆などの多様な文化の形成、応仁の乱後の社会的な変動などを基に、民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 武士の政治への進出と展開、東アジアにおける交流、農業や商工業の発達などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(ウ)までについて中世の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(イ) 中世の日本を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>	<p>(3) 中世の日本</p> <p>ア 鎌倉幕府の成立、南北朝の争乱と室町幕府、東アジアの国際関係、応仁の乱後の社会的な変動などを通して、武家政治の特色を考えさせ、武士が台頭して武家政権が成立し、その支配が次第に全国に広まるとともに、東アジア世界との密接なかかわりがみられたことを理解させる。</p> <p>イ 農業など諸産業の発達、畿内を中心とした都市や農村における自治的な仕組みの成立、禪宗の文化的な影響などを通して、武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化が生まれたことを理解させる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内容項目を三つに再編し、モンゴル帝国の襲来の背景としてのユーラシアの変化を扱うことを明示。 「日明貿易、琉球の国際的な役割」を内容の取扱いから移動して明示。
<p>(3) 近世の日本</p> <p>課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p>	<p>(4) 近世の日本</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 武士の政治への進出と展開 ◆ 東アジアにおける交流 ◆ 農業や商工業の発達

新	現 行 (平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
(ア) 世界の動きと統一事業 ヨーロッパ人来航の背景とその影響、織田・豊臣による統一事業とその当時の对外関係、武将や豪商などの生活文化の展開などを基に、近世社会の基礎がつくられたことを理解すること。	ア 戦国の動乱、ヨーロッパ人来航の背景とその影響、織田・豊臣による統一事業とその当時の对外関係、武将や豪商などの生活文化の展開などを通して、近世社会の基礎がつくられていったことを理解させる。	・「戦国の動乱」を削除。 中世の内容の取扱いに明示。
(イ) 江戸幕府の成立と对外関係 江戸幕府の成立と大名統制、身分制と農村の様子、鎖国などの幕府の对外政策と对外関係などを基に、幕府と藩による支配が確立したことを理解すること。	イ 江戸幕府の成立と大名統制、鎖国政策、身分制度の確立及び農村の様子、鎖国下の对外関係などを通して、江戸幕府の政治の特色を考えさせ、幕府と藩による支配が確立したことを理解させる。	
(ウ) 産業の発達と町人文化 産業や交通の発達、教育の普及と文化の広がりなどを基に、町人文化が都市を中心に形成されたことや、各地方の生活文化が生まれたことを理解すること。	ウ 産業や交通の発達、教育の普及と文化の広がりなどを通して、町人文化が都市を中心に形成されたことや、各地方の生活文化が生まれたことを理解させる。	
(エ) 幕府の政治の展開 社会の変動や欧米諸国の接近、幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどを基に、幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを理解すること。	エ 社会の変動や欧米諸国の接近、幕府の政治改革、新しい学問・思想の動きなどを通して、幕府の政治が次第に行き詰まりをみせたことを理解させる。	
イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。 (ア) 交易の広がりとその影響、統一政権の諸政策の目的、産業の発達と文化の担い手の変化、社会の変化と幕府の政策の変化などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(エ)までについて近世の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。 (イ) 近世の日本を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。		◆ 交易の広がりとその影響 ◆ 統一政権の諸政策の目的 ◆ 産業の発達と文化の担い手の変化 ◆ 社会の変化と幕府の政策の変化
C 近現代の日本と世界 (1) 近代の日本と世界 課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア 次のような知識を身に付けること。	(5) 近代の日本と世界	

新	現 行（平成20年告示・道徳改訂反映後）	備 考
(ア) 欧米における近代社会の成立とアジア諸国の動き 欧米諸国における産業革命や市民革命、アジア諸国の動きなどを基に、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解すること。	ア 欧米諸国における市民革命や産業革命、アジア諸国の動きなどを通して、欧米諸国が近代社会を成立させてアジアへ進出したことを理解させる。	
(イ) 明治維新と近代国家の形成 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化の風潮などを基に、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解すること。	イ 開国とその影響、富国強兵・殖産興業政策、文明開化などを通して、新政府による改革の特色を考えさせ、明治維新によって近代国家の基礎が整えられて、人々の生活が大きく変化したことを理解させる。	
(ウ) 議会政治の始まりと国際社会との関わり 自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを基に、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的な地位が向上したことを理解すること。	ウ 自由民権運動、大日本帝国憲法の制定、日清・日露戦争、条約改正などを通して、立憲制の国家が成立して議会政治が始まるとともに、我が国の国際的地位が向上したことを理解させる。	
(エ) 近代産業の発展と近代文化の形成 我が国の産業革命、この時期の国民生活の変化、学問・教育・科学・芸術の発展などを基に、我が国で近代産業が発展し、近代文化が形成されたことを理解すること。	エ 我が国の産業革命、この時期の国民生活の変化、学問・教育・科学・芸術の発展などを通して、我が国で近代産業が発展し、近代文化が形成されたことを理解させる。	
(オ) 第一次世界大戦前後の国際情勢と大衆の出現 第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まりと国際協調の動き、我が国の国民の政治的自覚の高まりと文化の大衆化などを基に、第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解すること。	オ 第一次世界大戦の背景とその影響、民族運動の高まりと国際協調の動き、我が国の国民の政治的自覚の高まりと文化の大衆化などを通して、第一次世界大戦前後の国際情勢及び我が国の動きと、大戦後に国際平和への努力がなされたことを理解させる。	
(カ) 第二次世界大戦と人類への惨禍 経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを基に、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解すること。	カ 経済の世界的な混乱と社会問題の発生、昭和初期から第二次世界大戦の終結までの我が国の政治・外交の動き、中国などアジア諸国との関係、欧米諸国の動き、戦時下の国民の生活などを通して、軍部の台頭から戦争までの経過と、大戦が人類全体に惨禍を及ぼしたことを理解させる。	

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) <u>工業化の進展と政治や社会の変化</u>、明治政府の諸改革の目的、議会政治や外交の展開、近代化がもたらした文化への影響、経済の変化の政治への影響、戦争に向かう時期の社会や生活の変化、世界の動きと我が国との関連などに着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)から(カ)までについて近代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(イ) 近代の日本と世界を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 現代の日本と世界 課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 日本の民主化と冷戦下の国際社会 冷戦、我が国の民主化と再建の過程、国際社会への復帰などを基に、第二次世界大戦後の諸改革の特色や世界の動きの中で新しい日本の建設が進められたことを理解すること。</p> <p>(イ) 日本の経済の発展とグローバル化する世界 高度経済成長、国際社会との関わり、冷戦の終結などを基に、我が国の経済や科学技術の発展によって国民の生活が向上し、国際社会において我が国の役割が大きくなってきたことを理解すること。</p>	<p>(6) 現代の日本と世界</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆<u>工業化の進展と政治や社会の変化</u> ◆明治政府の諸改革の目的 ◆議会政治や外交の展開 ◆近代化がもたらした文化への影響 ◆経済の変化の政治への影響 ◆戦争に向かう時期の社会や生活の変化 ◆世界の動きと我が国との関連

新	現 行（平成20年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(7) <u>諸改革の展開と国際社会の変化、政治の展開と国民生活の変化など</u>に着目して、事象を相互に関連付けるなどして、アの(ア)及び(イ)について現代の社会の変化の様子を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(イ) 現代の日本と世界を大観して、時代の特色を多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(ウ) <u>これまでの学習を踏まえ、歴史と私たちとのつながり、現在と未来の日本や世界の在り方について、課題意識をもって多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</u></p>		<p>◆諸改革の展開と国際社会の変化</p> <p>◆政治の展開と国民主活の変化</p> <p>・歴史とのつながりや、現在と未来の日本や世界の在り方についての考察、構想という、歴史学習の総括的な内容を設置。</p>
<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 生徒の発達の段階を考慮して、各時代の特色や時代の転換に関係する基礎的・基本的な歴史に関わる事象を重点的に選んで指導内容を構成すること。</p> <p>イ <u>調査や諸資料から歴史に関わる事象についての様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習を重視すること。</u>その際、年表を活用した読み取りやまとめ、文献、図版などの多様な資料、地図などの活用を十分に行うこと。</p> <p>ウ 歴史に関わる事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明したり、課題を設けて追究したり、意見交換したりするなどの学習を重視して、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ること。</p> <p>エ 各時代の文化については、代表的な事例を取り上げてその特色を考察させるようにすること。</p>	<p>3 内容の取扱い</p> <p>(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>ア 生徒の発達の段階を考慮して、各時代の特色や時代の転換にかかる基礎的・基本的な歴史的事象を重点的に選んで指導内容を構成すること。</p> <p>・情報収集し、読み取り、まとめる技能の習得を具体的に明示。</p> <p>イ 歴史的事象の意味・意義や特色、事象間の関連を説明したり、課題を設けて追究したり、意見交換したりするなどの学習を重視して、思考力、判断力、表現力等を養うとともに、学習内容の確かな理解と定着を図ること。</p> <p>ウ 各時代の文化については、代表的な事例を取り上げてその特色を考えさせようすること。</p>	

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
オ 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深く関わっていることを考察させるようにすること。その際、歴史に見られる文化や生活の多様性に気付かせること。	(3) 歴史に見られる国際関係や文化交流のあらましを理解させ、我が国と諸外国の歴史や文化が相互に深くかかわっていることを考えさせるとともに、他民族の文化、生活などに关心をもたせ、国際協調の精神を養う。 (再掲)	・従来の目標にあった、歴史や文化の相互の関連の部分を、内容の取扱いに移動。
カ 国家及び社会並びに文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物と現在に伝わる文化遺産について、生徒の興味・関心を育てる指導に努めるとともに、それらの時代的背景や地域性などと関連付けて考察させようすること。その際、身近な地域の歴史上の人物と文化遺産を取り上げることにも留意すること。	オ 国家・社会及び文化の発展や人々の生活の向上に尽くした歴史上の人物に対する生徒の興味・関心を育てる指導に努めるとともに、それぞれの人物が果たした役割や生き方などについて時代的背景と関連付けて考察させようすること。その際、身近な地域の歴史上の人物を取り上げることにも留意すること。	
キ 歴史に関わる事象の指導に当たっては、地理的分野との連携を踏まえ、地理的条件にも着目して取り扱うよう工夫するとともに、公民的分野との関連にも配慮すること。	エ 歴史的事象の指導に当たっては、地理的分野との連携を踏まえ、地理的条件にも着目して取り扱うよう工夫するとともに、公民的分野との関連にも配慮すること。	
ク 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなど具体的に学ぶことを通して理解させよう工夫すること。	カ 日本人の生活や生活に根ざした文化については、政治の動き、社会の動き、各地域の地理的条件、身近な地域の歴史とも関連付けて指導したり、民俗学や考古学などの成果の活用や博物館、郷土資料館などの施設を見学・調査したりするなどして具体的に学ぶことができるようすること。	
(2) 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、中学校の歴史学習の導入として実施することを原則とすること。小学校での学習を踏まえ、扱う内容や活動を工夫すること。「課題を追究したり解決したりする活動」については、内容のB以下の学習と関わらせて、歴史を追究するために、課題意識をもって学ぶことを促す適切な学習活動を設けるような工夫をすること。(1)のアの(ア)の「年代の表し方や時代区分」の学習については、導入における学習内容を基盤にし、内容のB以下の学習と関わらせて継続的・計画的に進めること。また、(1)のイの(ア)の「時期や年代、推移、現在の私たちとのつながり」について	(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア アについては、中学校の歴史学習の導入として実施することを原則とすること。小学校での学習を踏まえ、扱う内容や活動の仕方を工夫して、「時代の区分やその移り変わり」に気付かせようすること。「年代の表し方や時代区分」の学習については、導入における学習内容を基盤にし、内容の(2)以下とかかわらせて継続的・計画的に進めること。	・「時代や年代」「推移」「現在の私たちとの

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>は、内容のB以下の学習と関わらせて、事象相互の関連などにも留意し、それぞれの時代でこれらに着目して考察することが大切であることに気付かせること。</p> <p>イ (2)については、内容のB以下の学習と関わらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようになるとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの地域の施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。</p>		「つながり」が、通史学習でも活用する「見方・考え方」であることを明示
	<p>イ イについては、内容の(2)以下とかわらせて計画的に実施し、地域の特性に応じた時代を取り上げるようにするとともに、人々の生活や生活に根ざした伝統や文化に着目した取扱いを工夫すること。その際、博物館、郷土資料館などの施設の活用や地域の人々の協力も考慮すること。</p> <p>ウ ウについては、内容の(2)以下の各時代の学習のまとめとして実施することを原則とすること。その際、各時代の学習の初めにその特色の究明に向けた課題意識を育成した上で、他の時代との共通点や相違点に着目しながら、大観や表現の仕方を工夫して、各時代の特色をとらえさせるようにすること。</p>	
(3) 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。	エ ア、イ及びウについては、適切かつ十分な授業時数を配当すること。	
<p>ア (1)のアの(ア)の「世界の古代文明」については、人類の出現にも触れ、中国の文明をはじめとして諸文明の特徴を取り扱い、生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特徴に気付かせるようになること。<u>また、ギリシャ・ローマの文明について、政治制度など民主政治の来歴の観点から取り扱うこと。</u>「宗教のおこり」については、仏教、キリスト教、イスラム教などを取り上げ、古代の文明とともに大きく捉えさせることにする。(1)のアの(イ)の「日本列島における国家形成」については、狩猟・採集を行っていた人々の生活が農耕の広まりとともに変化していくことに気付かせること。また、考古学などの成果を活用するとともに、古事記、日本書紀、風土記などにまと</p>	<p>(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの「世界の古代文明」については、中国の文明を中心に諸文明の特色を取り扱い、生活技術の発達、文字の使用、国家のおこりと発展などの共通する特色に気付かせるようになること。また、人類の出現にも触れること。「宗教のおこり」については、仏教、キリスト教、イスラム教などを取り上げ、世界の文明地域との重なりに気付かせること。「日本列島における農耕の広まりと生活の変化」については、狩猟・採集を行っていた人々の生活が農耕の広まりとともに変化していくことに気付かせること。「大和朝廷による統一と東アジアとのかかわり」については、古墳の広まりにも触れるとともに、大陸から移住してきた人々の我が国の社会に果たした役割に気付かせること。</p> <p>・「ギリシャ・ローマの文明」を、民主政治の観点から扱うことを明示。</p>	

新	現 行 (平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>められた神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。「大和朝廷（大和政権）による統一の様子と東アジアとの関わり」については、古墳の広まりにも触れるとともに、大陸から移住してきた人々の我が国の社会や文化に果たした役割にも気付かせるようすること。(1)のアの(ウ)の「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きく捉えさせること。<u>なお、「聖徳太子の政治」を取り上げる際には、聖徳太子が古事記や日本書紀においては「廐戸皇子」と表記され、後に「聖徳太子」と称されることになったことに触れること。</u></p> <p>イ (2)のアの(ア)の「ユーラシアの変化」については、モンゴル帝国の拡大によるユーラシアの結び付きについて気付かせること。(2)のアの(イ)の「琉球の国際的な役割」については、琉球の文化について触れること。(2)のアの(ウ)の「武士や民衆などの多様な文化の形成」については、代表的な事例を取り上げてその特色を捉えさせるようにすること。その際、この時代の文化の中に現在に結び付くものが見られることに気付かせること。また、禅宗の文化的な影響についても触れること。「応仁の乱後の社会的な変動」については、戦国の動乱も取り扱うようにすること。</p> <p>ウ (3)のアの(ア)の「ヨーロッパ人来航の背景」については、新航路の開拓を中心に取り扱い、その背景となるアジアの交易の状況やムスリム商人などの役割と世界の結び付きに気付かせること。また、宗教改革についても触れること。「織田・豊臣による統一事業」については、検地・刀狩などの政策を取り扱うようにすること。(3)のアの(イ)の「鎖国などの</p>	<p>イ イの「律令国家の確立に至るまでの過程」については、聖徳太子の政治、大化の改新から律令国家の確立に至るまでの過程を、小学校での学習内容を活用して大きくとらえさせようすること。</p> <p>ウ ウについては、文化を担った人々などに着目して取り扱うこと。</p> <p>エ 考古学などの成果を活用するとともに、神話・伝承などの学習を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせるよう留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「廐戸皇子」の呼称に触れることを明示。
	(4) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。	
	<p>ア アの「東アジアの国際関係」については、元寇、日明貿易、琉球の国際的な役割などを取り扱うようすること。</p> <p>「武家政治の特色」については、主従の結び付きや武力を背景にして次第にその支配を広げていったことなど、それ以前の時代との違いに着目して考えさせること。</p> <p>イ イの「武家政治の展開や民衆の成長を背景とした社会や文化」については、この時代の文化の中に現在に結び付くものがみられることについては、この時代の文化の中に現在に結び付くものがみられることに気付かせるようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「琉球の文化」を取り扱うことを明示。
	(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。	
	<p>ア アの「ヨーロッパ人来航の背景」については、新航路の開拓を中心に取り扱い、宗教改革についても触れること。</p> <p>「織田・豊臣による統一事業」については、検地・刀狩などの政策を取り扱うこと。</p> <p>イ イの「鎖国下の対外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、</p>	<ul style="list-style-type: none"> ヨーロッパ人来航の背景として、「ムスリム商人の役割と世界の結び付き」を具体的に明示。

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>幕府の对外政策と对外関係」については、オランダ、中国との交易のほか、朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。<u>その際、アイヌの文化についても触れること。</u>「幕府と藩による支配」については、その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えたことなどに気付かせること。(3)のアの(ウ)の「産業や交通の発達」については、身近な地域の特徴を生かすようにすること。「各地方の生活文化」については、身近な地域の事例を取り上げるように配慮し、藩校や寺子屋などによる「教育の普及」や社会的な「文化の広がり」と関連させて、現在との結び付きに気付かせるようにすること。(3)のアの(エ)の「幕府の政治改革」については、百姓一揆などに結び付く農村の変化や商業の発達などへの対応という観点から、代表的な事例を取り上げること。</p> <p>(4) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)のアの(ア)の「市民革命」については、政治体制の変化や人権思想の発達や広がり、現代の政治とのつながりなどと関連付けて、<u>アメリカの独立、フランス革命などを扱うこと。</u>「アジア諸国の動き」については、欧米諸国との進出に対するアジア諸国との対応と変容という観点から、代表的な事例を取り上げるようにすること。(1)のアの(イ)の「開国とその影響」については、(1)のアの(ア)の欧米諸国との進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廢藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。<u>その際、北方領土に触れるとともに、竹島、尖閣諸島の編入についても触れるこ</u>と。「明治維新」については、複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していった政府や人々の努力に気付かせるようにすること。</p>	<p>朝鮮との交流や琉球の役割、北方との交易をしていたアイヌについて取り扱うようにすること。「江戸幕府の政治の特色」については、その支配の下に大きな戦乱のない時期を迎えたことなど、それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。</p> <p>ウ ウの「産業や交通の発達」については、身近な地域の特色を生かすようにすること。「各地方の生活文化」については、身近な地域の事例を取り上げるように配慮し、藩校や寺子屋などによる「教育の普及」や社会的な「文化の広がり」と関連させて、現在との結び付きに気付かせるようにすること。</p> <p>エ エの「幕府の政治改革」については、百姓一揆などに結び付く農村の変化や商業の発達などへの対応という観点から、代表的な事例を取り上げること。</p> <p>(6) 内容の(5)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アの「市民革命」については欧米諸国における近代社会の成立という観点から、「産業革命」については工業化による社会の変化という観点から、「アジア諸国の動き」については欧米諸国との進出に対するアジア諸国との対応と変容という観点から、それぞれ<u>代表的な事例を取り上げるようにすること。</u></p> <p>イ イの「開国とその影響」については、アの欧米諸国との進出と関連付けて取り扱うようにすること。「富国強兵・殖産興業政策」については、この政策の下に新政府が行った、廢藩置県、学制・兵制・税制の改革、身分制度の廃止、領土の画定などを取り扱うようにすること。「新政府による改革の特色」については、欧米諸国とのかかわりや社会の近代化など、それ以前の時代との違いに着目して考えさせるようにすること。「明治維新」については、複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していった政府や人々の努力に気付かせるようにすること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「アイヌの文化」を取り扱うことを明示。 ・「代表的な事例」として、「アメリカの独立、フランス革命など」を明示。 ・「北方領土」「竹島、尖閣諸島の編入」に触れるこことを明示。
		<p>中学校社会—東京書籍作成（教授用資料）—</p> <p>—22—</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>かせるようすること。(1)のアの(イ)の「日清・日露戦争」については、この頃の大陸との関係を踏まえて取り扱うようすること。「条約改正」については、当時の国内の社会状況や国際情勢との関わりを踏まえて、欧米諸国と対等な外交関係を樹立する過程の中から代表的な事例を取り上げるようにすること。「立憲制の国家が成立して議会政治が始まる」については、その歴史上の意義や現代の政治とのつながりに気付かせるようにすること。(1)のアの(エ)の「近代文化」については、伝統的な文化の上に欧米文化を受容して形成されたものであることに気付かせるようにすること。(1)のアの(オ)の「第一次世界大戦」については、世界に戦禍が広がった背景や、日本の参戦、ロシア革命なども取り上げて、世界の動きと我が国との関連を踏まえて取り扱うようすること。「我が国の国民の政治的自覚の高まり」については、大正デモクラシーの時期の政党政治の発達、民主主義的な思想の普及、社会運動の展開を取り扱うようすること。(1)のアの(カ)については、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるようにすること。</p> <p>イ (2)のアの(ア)の「我が国の民主化と再建の過程」については、国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したこと気に付かせるようにすること。<u>その際、男女普通選挙の確立、日本国憲法の制定などを取り扱うこと。</u>(2)のアの(イ)については、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史に関わる事象を取り扱うようすること。また、<u>民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題への対応などを取り扱い、これまでの学習と関わらせて考察、構想させるようにすること。</u></p>	<p>ウ ウの「日清・日露戦争」については、このころの大陸との関係に着目されること。「条約改正」については、欧米諸国と対等の外交関係を樹立するための人々の努力に気付かせるようにすること。「立憲制の国家が成立して議会政治が始まる」については、その歴史上の意義や現代の政治とのつながりに気付かせるようにすること。</p> <p>エ エの「我が国の産業革命」については、イの「富国強兵・殖産興業政策」の下で近代産業が進展したことと関連させて取り扱い、都市や農山漁村の生活に大きな変化が生じたことに気付かせないようにすること。「近代文化」については、伝統的な文化の上に欧米文化を受容して形成されたものであることに気付かせるようにすること。</p> <p>オ オの「第一次世界大戦」については、日本の参戦、ロシア革命なども取り上げて、世界の動きと我が国との関連に着目して取り扱うようすること。「我が国の国民の政治的自覚の高まり」については、大正デモクラシーの時期の政党政治の発達、民主主義思想の普及、社会運動の展開を取り扱うようすること。</p> <p>カ カについては、世界の動きと我が国との関連に着目して取り扱うとともに、国際協調と国際平和の実現に努めることが大切であることに気付かせるようにすること。</p> <p>(7) 内容の(6)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アについては、国民が苦難を乗り越えて新しい日本の建設に努力したこと気に付かせるようにすること。「第二次世界大戦後の諸改革の特色」については、新たな制度が生まれたことなどに着目して考えさせるようにすること。</p> <p>イ イについては、沖縄返還、日中国交正常化、石油危機などの節目となる歴史的事象を取り扱うようすること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「男女普通選挙の確立、日本国憲法の制定」を取り扱うことを明示。 ・「民族や宗教をめぐる対立や地球環境問題への対応などを取り扱うこと」を明示 	

新	現 行 (平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>〔公民的分野〕</p> <p>1 目 標</p> <p><u>現代社会の見方・考え方を働かせ</u>、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の形成者に必要な公民としての資質・能力の基礎を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務との関係を広い視野から正しく認識し、民主主義、民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動との関わり、現代の社会生活及び国際関係などについて、個人と社会との関わりを中心に理解を深めるとともに、諸資料から現代の社会的事象に関する情報を効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 社会的事象の意味や意義、特色や相互の関連を現代の社会生活と関連付けて多面的・多角的に考察したり、現代社会に見られる課題について公正に判断したりする力、思考・判断したことを説明したり；それらを基に議論したりする力を養う。</p> <p>(3) 現代の社会的事象について、現代社会に見られる課題の解決を視野に主体的に社会に関わろうとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、国民主権を担う公民として、自國を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各國が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。</p> <p>2 内 容</p> <p>A 私たちと現代社会</p> <p>(1) 私たちが生きる現代社会と文化の特色</p> <p>位置や空間的な広がり、推移や変化などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 現代日本の特色として少子高齢</p>	<p>〔公民的分野〕</p> <p>1 目 標</p> <p>(1) 個人の尊厳と人権の尊重の意義、特に自由・権利と責任・義務の関係を広い視野から正しく認識させ、民主主義に関する理解を深めるとともに、国民主権を担う公民として必要な基礎的教養を培う。</p> <p>(2) 民主政治の意義、国民の生活の向上と経済活動とのかかわり及び現代の社会生活などについて、個人と社会とのかかわりを中心に理解を深め、現代社会についての見方や考え方の基礎を養うとともに、社会の諸問題に着目させ、自ら考えようとする態度を育てる。</p> <p>(3) 國際的な相互依存関係の深まりの中で、世界平和の実現と人類の福祉の増大のために、各國が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことが重要であることを認識させるとともに、自國を愛し、その平和と繁栄を図ることが大切であることを自覚させる。</p> <p>(4) 現代の社会的事象に対する関心を高め、様々な資料を適切に収集、選択して多面的・多角的に考察し、事実を正確にとらえ、公正に判断するとともに適切に表現する能力と態度を育てる。</p> <p>2 内 容</p> <p>(1) 私たちと現代社会</p> <p>ア 私たちが生きる現代社会と文化</p> <p>現代日本の特色として少子高齢化、情報化、グローバル化などがみられることを理解させるとともに、それらが政治、経済、国際関係に影響を与えていることに気付かせる。また、現代社会における文化の意義や影響を理解させるとともに、我が国の伝統と文化に关心をもたせ、文化の継承と創造の意</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「現代社会の見方・考え方」を働かせることを明示。 ・従来の四つの目標を、 <ul style="list-style-type: none"> (1)知識・技能 (2)思考力・判断力・表現力等 (3)学びに向かう力・人間性等 の三つの「資質・能力」で再構成。
		<p>◆位置や空間的な広がり</p> <p>◆推移や変化</p>

新	現 行（平成20年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>化、情報化、グローバル化などが見られることについて理解すること。</p> <p>(イ) 現代社会における文化の意義や影響について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 少子高齢化、情報化、グローバル化などが現在と将来の政治、経済、国際関係に与える影響について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(イ) 文化的継承と創造の意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 現代社会を捉える枠組み</p> <p><u>対立と合意、効率と公正</u>などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 現代社会の見方・考え方の基礎となる枠組みとして、対立と合意、効率と公正などについて理解すること。</p> <p>(イ) 人間は本来社会的存在であることを基に、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 社会生活における物事の決定の仕方、契約を通した個人と社会との関係、きまりの役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p>	<p>義に気付かせる。</p> <p>イ 現代社会をとらえる見方や考え方</p> <p>人間は本来社会的存在であることに着目させ、社会生活における物事の決定の仕方、きまりの意義について考えさせ、現代社会をとらえる見方や考え方の基礎として、対立と合意、効率と公正などについて理解させる。その際、個人の尊厳と両性の本質的平等、契約の重要性やそれを守ることの意義及び個人の責任などに気付かせる。</p>	<p>◆対立と合意 ◆効率と公正</p>
<p>B 私たちと経済</p> <p>(1) 市場の働きと経済</p> <p><u>対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性</u>などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 身近な消費生活を中心に経済活動の意義について理解すること。</p> <p>(イ) 市場経済の基本的な考え方につ</p>	<p>(2) 私たちと経済</p> <p>ア 市場の働きと経済</p> <p>身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに、価格の働きに着目させて市場経済の基本的な考え方について理解させる。また、現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解させるとともに、社会における企業の役割と責任について考えさせる。その際、社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善につ</p>	<p>◆対立と合意 ◆効率と公正 ◆分業と交換 ◆希少性</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>いて理解すること。その際、市場における価格の決まり方や資源の配分について理解すること。</p> <p>(ウ) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。</p> <p>(エ) 勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 個人や企業の経済活動における役割と責任について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(イ) 社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 国民の生活と政府の役割</p> <p><u>対立と合意、効率と公正、分業と交換</u>、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。</p> <p>(イ) 財政及び租税の意義、国民の納税の義務について理解すること。</p> <p>イ 国民の生活と福祉の向上を図ることに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 市場の働きに委ねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たす役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>(イ) 財政及び租税の役割について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>C 私たちと政治</p> <p>(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則</p> <p><u>対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義</u>などに着目し</p>	<p>いて、勤労の権利と義務、労働組合の意義及び労働基準法の精神と関連付けて考えさせる。</p> <p>イ 国民の生活と政府の役割</p> <p>国民の生活と福祉の向上を図るために、社会資本の整備、公害の防止など環境の保全、社会保障の充実、消費者の保護など、市場の働きにゆだねることが難しい諸問題に関して、国や地方公共団体が果たしている役割について考えさせる。また、財源の確保と配分という観点から財政の役割について考えさせる。その際、租税の意義と役割について考えさせるとともに、国民の納税の義務について理解させる。</p> <p>(3) 私たちと政治</p> <p>ア 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則</p> <p>人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深めさせ、法の意義</p>	<p>◆対立と合意 ◆効率と公正 ◆分業と交換 ◆希少性</p> <p>◆対立と合意 ◆効率と公正</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>て、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。</p> <p>(イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。</p> <p>(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。</p> <p>(エ) 日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。</p> <p>(2) 民主政治と政治参加</p> <p><u>対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</u></p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。</p> <p>(イ) 議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。</p> <p>(ウ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。</p> <p>(エ) 地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務について理解すること。</p> <p>イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断</p>	<p>を理解させるとともに、民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解させ、我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について考えさせる。また、日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについての理解を深め、日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解させる。</p>	<p>◆個人の尊重と法の支配 ◆民主主義</p>
	<p>イ 民主政治と政治参加</p> <p>地方自治の基本的な考え方について理解させる。その際、地方公共団体の政治の仕組みについて理解させるとともに、住民の権利や義務に関連させて、地方自治の発展に寄与しようとする住民としての自治意識の基礎を育てる。また、国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解させ、議会制民主主義の意義について考えさせるとともに、多数決の原理とその運用の在り方について理解を深めさせる。さらに、国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解させるとともに、民主政治の推進と、公正な世論の形成や国民の政治参加との関連について考えさせる。その際、選挙の意義について考えさせる。</p>	<p>◆対立と合意 ◆効率と公正 ◆個人の尊重と法の支配 ◆民主主義</p>

新	現 行 (平成 20 年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>力、表現力等を身に付けること。</p> <p>(7) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>D 私たちと国際社会の諸課題</p> <p>(1) 世界平和と人類の福祉の増大</p> <p><u>対立と合意、効率と公正、協調、持続可能性</u>などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 次のような知識を身に付けること。</p> <p>(ア) 世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを理解すること。その際、<u>領土（領海、領空を含む。）、国家主権、国際連合</u>の働きなど基本的な事項について理解すること。</p> <p>(イ) 地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解すること。</p> <p>イ 次のような思考力、判断力、表現力を身に付けること。</p> <p>(ア) 日本国憲法の平和主義を基に、我が国の安全と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。</p> <p>(2) よりよい社会を目指して</p> <p>持続可能な社会を形成することに向けて、<u>社会的な見方・考え方</u>を働かせ、課題を探究する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。</p> <p>ア 私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を多面的・多角的に考察、構想し、自分の考えを説明、論述すること。</p>	<p>(4) 私たちと国際社会の諸課題</p> <p>ア 世界平和と人類の福祉の増大</p> <p>世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合をはじめとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせる。その際、日本国憲法の平和主義について理解を深め、我が国の安全と防衛及び国際貢献について考えさせるとともに、核兵器などの脅威に着目させ、戦争を防止し、<u>世界平和を確立するための熱意と協力の態度</u>を育てる。また、地球環境、資源・エネルギー、貧困などの課題の解決のために経済的、技術的な協力などが大切であることを理解させる。</p> <p>イ よりよい社会を目指して</p> <p>持続可能な社会を形成するという観点から、私たちがよりよい社会を築いていくために解決すべき課題を探究させ、自分の考えをまとめさせる。</p>	<p>◆対立と合意 ◆効率と公正 ◆協調 ◆持続可能性</p> <ul style="list-style-type: none"> 「核兵器などの脅威」「世界平和を確立するための熱意と協力の態度」を内容の取扱いに移動。 「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」を内容の取扱いから移動して明示。 <p>◆社会的な見方・考え方</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
3 内容の取扱い	3 内容の取扱い	
(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 ア 地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された資質・能力が、更に高まり発展するようすること。また、社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、特定の内容に偏ることなく、分野全体として見通しをもったまとまりのある学習が展開できるようにすること。 イ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、 <u>現代社会の見方・考え方を働かせ</u> 、日常の社会生活と関連付けながら具体的な事例を通して、政治や経済などに関わる制度や仕組みの意義や働きについて理解を深め、多面的・多角的に考察、構想し、表現できること。 ウ 分野全体を通して、課題の解決に向けて習得した知識を活用して、 <u>事実を基に多面的・多角的に考察、構想したこと</u> を説明したり、論拠を基に <u>自分の意見を説明、論述させたり</u> することにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考察、構想させる場合には、資料を読み取らせて解釈させたり、議論などをやって考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。 エ <u>合意形成や社会参画を視野に入れながら、取り上げた課題について構想したことを、妥当性や効果、実現可能性などを踏まえて表現できるよう指導すること。</u> オ <u>分野の内容に関係する専門家や関係諸機関などと円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動を充実させること。</u>	(1) 内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。 ア 地理的分野及び歴史的分野の学習の成果を活用するとともに、これらの分野で育成された能力や態度が、更に高まり発展するようすること。また、社会的事象は相互に関連し合っていることに留意し、特定の内容に偏ることなく、分野全体として見通しをもったまとまりのある学習が展開できるようすること。 イ 生徒が内容の基本的な意味を理解できるように配慮し、日常の社会生活と関連付けながら具体的な事例を通して政治や経済などについての <u>見方や考え方の基礎が養えるようにすること</u> 。その際、制度や仕組みの意義や働きについて理解を深めさせるようにすること。 ウ 分野全体を通して、習得した知識を活用して、社会的事象について考えたことを説明させたり、自分の意見をまとめさせたりすることにより、思考力、判断力、表現力等を養うこと。また、考えさせる場合には、資料を読み取らせて解釈させたり、議論などをやって考えを深めさせたりするなどの工夫をすること。	<ul style="list-style-type: none"> 「見方・考え方」を「働かせる」ことを明示。 思考力、判断力、表現力等を育成するプロセスを具体化。 「合意形成や社会参画」を意識し、「妥当性や効果、実現可能性」を踏まえた表現の必要性を明示。 課題を追究・解決する活動における、専門家や関係諸機関との連携・協働を明示。
(2) 内容のAについては、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとすること。 (ア) 「情報化」については、人工知能の急速な進化などによる産業や	(2) 内容の(1)については、次のとおり取り扱うものとする。 ア (1)については、次のとおり取り扱うものとすること。 (ア) 地理的分野、歴史的分野との関連を図り、現代社会の特色をとらえさ	・「情報化」の進展について、人工知能の進

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p><u>社会の構造的な変化などと関連付けたり、災害時における防災情報の発信・活用などの具体的な事例を取り上げたりすること。</u>アの(イ)の「現代社会における文化の意義と影響」については、科学、芸術、宗教などを取り上げ、社会生活との関わりなどについて学習できるように工夫すること。</p> <p>(イ) イの(イ)の「文化の継承と創造の意義」については、我が国の伝統と文化などを取り扱うこと。</p> <p>イ (1)及び(2)については公民的分野の導入部として位置付け、(1)、(2)の順で行うものとし、適切かつ十分な授業時数を配当すること。</p> <p>(3) 内容のBについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)については、次のとおり取り扱うものとすること。</p> <p>(ア) アの(イ)の「市場における価格の決まり方や資源の配分」については、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通して行われていることや、市場における取引が貨幣を通して行われていることなどを取り上げること。</p> <p>(イ) イの(ア)の「個人や企業の経済活動における役割と責任」については、起業について触れるとともに、経済活動や起業などを支える金融などの働きについて取り扱うこと。イの(イ)の「社会生活における職業の意義と役割及び雇用と労働条件の改善」については、<u>仕事と生活の調和という観点から労働保護立法についても触れること。</u></p> <p>イ (2)については、次のとおり取り扱うものとすること。</p>	<p>せるようすること。</p> <p>(イ) 「現代社会における文化の意義や影響」については、科学、芸術、宗教などを取り上げ、社会生活とのかかわりなどについて学習できるよう工夫すること。「我が国の伝統と文化」については、歴史的分野における学習の成果を生かして特色あるものを扱うこと。</p> <p>イ (1)については公民的分野の導入部として位置付け、ア、イの順で行うものとし、適切かつ十分な授業時数を配当すること。</p> <p>(3) 内容の(2)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アについては、身近で具体的な事例を取り上げ、個人や企業の経済活動が様々な条件の中での選択を通じて行われるという点に着目させるとともに、市場における価格の決まり方や資源の配分について理解させること。その際、市場における取引が貨幣を通して行われていることに気付かせること。</p>	<p>化などによる産業・社会構造の変化との関連付けや、防災情報の発信・活用を具体的に例示。</p> <p>・「ワーク・ライフ・バランス」の観点から、労働保護立法について触れることを明示。</p>

新	現 行(平成20年告示・道徳改訂反映後)	備 考
<p>(ア) アの(ア)の「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。</p> <p>(イ) イの(イ)の「財政及び租税の役割」については、<u>財源の確保と配分</u>という観点から、財政の現状や少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて財政の持続可能性と関連付けて考察し、表現させること。</p> <p>(4) 内容のCについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (2)のアの(ウ)の「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。</p>	<p>イ イの「消費者の保護」については、消費者の自立の支援なども含めた消費者行政を取り扱うこと。「財政」については、少子高齢社会など現代社会の特色を踏まえて考えさせること。</p> <p>(4) 内容の(3)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>イ イについては、次のとおり取り扱うものとすること。</p> <p>(ア) 調査や見学などを通して具体的に理解させること。</p> <p>(イ) 「法に基づく公正な裁判の保障」に関連させて、裁判員制度についても触れること。</p> <p>ア アについては、日常の具体的な事例を取り上げ、日本国憲法の基本的な考え方を理解させること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「財源の確保と配分」という観点を明示。
<p>(5) 内容のDについては、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア (1)については、次のとおり取り扱うものとすること。</p> <p>(ア) アの(ア)の「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることの理解を通して、それらを尊重する態度を養うように配慮すること。また、「領土（領海、領空を含む。）、国家主権」については関連させて取り扱い、我が国が、固有の領土である竹島や北方領土に關し残されている問題の平和的な手段による解決に向けて努力していることや、尖閣諸島をめぐり解決すべき領有権の問題は存在していないことなどを取り上げること。「国際連合をはじめとする国際機構などの役割」については、国際連合における持続可能な開発のための取組についても触れること。</p>	<p>(5) 内容の(4)については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>ア アについては、次のとおり取り扱うものとすること。</p> <p>(ウ) 「国家間の相互の主権の尊重と協力」との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すること。</p> <p>(イ) 「世界平和の実現」については、領土（領海、領空を含む。）、国家主権、主権の相互尊重、国際連合の働きなど基本的な事項を踏まえて理解させるように留意すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「領土（領海、領空を含む。）と国家主権を関連させて取り扱うことを明示。 「領域をめぐる問題」について、竹島や北方領土について平和的手段での解決への努力と、尖閣諸島には領有権問題が存在しないことを取り扱うことを明示。 ・国連の持続可能な開発への取組について触れることを明示。

新	現 行（平成 20 年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>(イ) イの(ア)の「国際社会における我が国の役割」に関連させて、<u>核兵器などの脅威に触れ、戦争を防止し、世界平和を確立するための熱意と協力の態度</u>を育成するように配慮すること。また、国際社会における文化や宗教の多様性について取り上げること。</p> <p>イ (2)については、身近な地域や我が国の取組との関連性に着目させ、世界的な視野と地域的な視点に立って探究させること。また、社会科のまとめとして位置付け、適切かつ十分な授業時数を配当すること。</p>	<p>(イ) 国際社会における文化や宗教の多様性についても触れること。</p> <p>(ア) 地理的分野、歴史的分野との関連を図り、その学習の成果を生かす工夫を行うこと。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「核兵器などの脅威」「世界平和を確立するための熱意と協力の態度」を内容から移動。
<h3>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</h3> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) <u>単元など内容や時間のまとめを見通して</u>、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、<u>分野の特質に応じた見方・考え方を働かせ</u>、社会的事象の意味や意義などを考察し、概念などに関する知識を獲得したり、<u>社会との関わりを意識した課題を追究したり解決したりする活動の充実を図ること</u>。また、知識に偏り過ぎた指導にならないようにするため、基本的な事柄を厳選して指導内容を構成するとともに、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事柄を再構成するなどの工夫をして、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。</p> <p>(2) 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。</p>	<p>イ イについては、次のとおり取り扱うものとすること。</p> <p>(ア) 身近な地域の生活や我が国の取組との関連性に着目させ、世界的な視野と地域的な視点に立って探究させること。</p> <p>(イ) イについては、社会科のまとめとして位置付け、適切かつ十分な授業時数を配当すること。</p>	<h3>第3 指導計画の作成と内容の取扱い</h3> <p>1 指導計画の作成に当たっては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(3) 知識に偏り過ぎた指導にならないようするため、基本的な事項・事柄を厳選して指導内容を構成するものとし、基本的な内容が確実に身に付くよう指導すること。また、生徒の主体的な学習を促し、課題を解決する能力を一層培うため、各分野において、第2の内容の範囲や程度に十分配慮しつつ事項を再構成するなどの工夫をして、<u>適切な課題を設けて行う学習の充実を図ること</u>。</p> <p>(1) 小学校社会科の内容との関連及び各分野相互の有機的な関連を図るとともに、地理的分野及び歴史的分野の基礎の上に公民的分野の学習を展開するこの教科の基本的な構造に留意して、全体として教科の目標が達成できるようにする必要があること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 「単元のまとめの見通し」の必要性を明示。 「主体的・対話的で深い学び」の実現と、その過程で「見方・考え方」を働かせることを明示。 設定する「課題」について「社会との関わり」を意識することを明示。

新	現 行（平成 20 年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>(3) 各分野の履修については、第 1、第 2 学年を通じて地理的分野及び歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第 3 学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野 115 単位時間、歴史的分野 135 単位時間、公民的分野 100 単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。</p> <p>(4) 障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。</p> <p>(5) 第 1 章総則の第 1 の 2 の(2)に示す道徳教育の目標に基づき、道徳科などの関連を考慮しながら、第 3 章特別の教科道徳の第 2 に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。</p>	<p>(2) 各分野の履修については、第 1、第 2 学年を通じて地理的分野と歴史的分野を並行して学習させることを原則とし、第 3 学年において歴史的分野及び公民的分野を学習させること。各分野に配当する授業時数は、地理的分野 120 単位時間、歴史的分野 130 単位時間、公民的分野 100 単位時間とすること。これらの点に留意し、各学校で創意工夫して適切な指導計画を作成すること。</p> <p>(新設)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(変型) パイ型の履修形態は継続。
<p>2 第 2 の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする。</p> <p>(1) 社会的な見方・考え方を働かせることをより一層重視する観点に立って、社会的事象の意味や意義、事象の特色や事象間の関連、社会に見られる課題などについて、考察したことや選択・判断したことを論理的に説明したり、立場や根拠を明確にして議論したりするなどの言語活動に関わる学習を一層重視すること。</p> <p>(2) 情報の収集、処理や発表などに当たっては、学校図書館や地域の公共施設などを活用するとともに、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が主体的に調べ分かろうとして学習に取り組めるようになるとともに、課題の追究や解決の見通しをもって生徒が主体的に情報手段を活用できるようになるとともに、情報モラルの指導にも留意すること。</p> <p>(3) 調査や諸資料から、社会的事象に関する様々な情報を効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付ける学習活動を重視するとともに、作業的で具体的な体験を伴う学習の充実を図</p>	<p>(4) 第 1 章総則の第 1 の 2 及び第 3 章道徳の第 1 に示す道徳教育の目標に基づき、道徳の時間などとの関連を考慮しながら、第 3 章道徳の第 2 に示す内容について、社会科の特質に応じて適切な指導をすること。</p> <p>2 指導の全般にわたって、資料を選択し活用する学習活動を重視するとともに作業的、体験的な学習の充実を図るようにする。その際、地図や年表を読みかつて作成すること、新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表することなどの活動を取り入れるようにする。また、資料の収集、処理や発表などに当たっては、コンピュータや情報通信ネットワークなどを積極的に活用し、指導に生かすことで、生徒が興味・関心をもって学習に取り組めるようにするとともに、生徒が主体的に情報手段を活用できるよう配慮するものとする。その際、情報モラルの指導にも配慮するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野の配当時数は、 地理 : 115 時間 (-5) 歴史 : 135 時間 (+5) 公民 : 100 時間 (±0) となり、社会科の総時数は変更なし。 ・新たに特別支援の必要がある生徒などへの対応を明示。 <ul style="list-style-type: none"> ・従来の内容を、 <ul style="list-style-type: none"> (1) 言語活動の一層の充実 (2) 情報手段と情報モラル (3) 作業的・体験的な学習の充実の三つの観点で整理・具体化。

新	現 行（平成 20 年告示・道徳改訂反映後）	備 考
<p>るようのこと。その際、地図や年表を読んだり作成したり、現代社会の諸課題を捉え、多面的・多角的に考察、構想するに当たっては、関連する新聞、読み物、統計その他の資料に平素から親しみ適切に活用したり、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ、発表したりするなどの活動を取り入れるようにすること。</p>		
<p>(4) 社会的事象については、生徒の考えが深まるよう様々な見解を提示するよう配慮し、多様な見解のある事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げることのないよう留意すること。</p> <p>3 第2の内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行いうよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。</p>	<p>(新設)</p> <p>3 内容の指導に当たっては、教育基本法第14条及び第15条の規定に基づき、適切に行いうよう特に慎重に配慮して、政治及び宗教に関する教育を行うものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年1月に改訂された検定基準を反映。